音更町こども計画

第３期　子ども・子育て支援事業計画
（次世代育成支援行動計画）
第２期　こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
第１期　子ども・若者計画

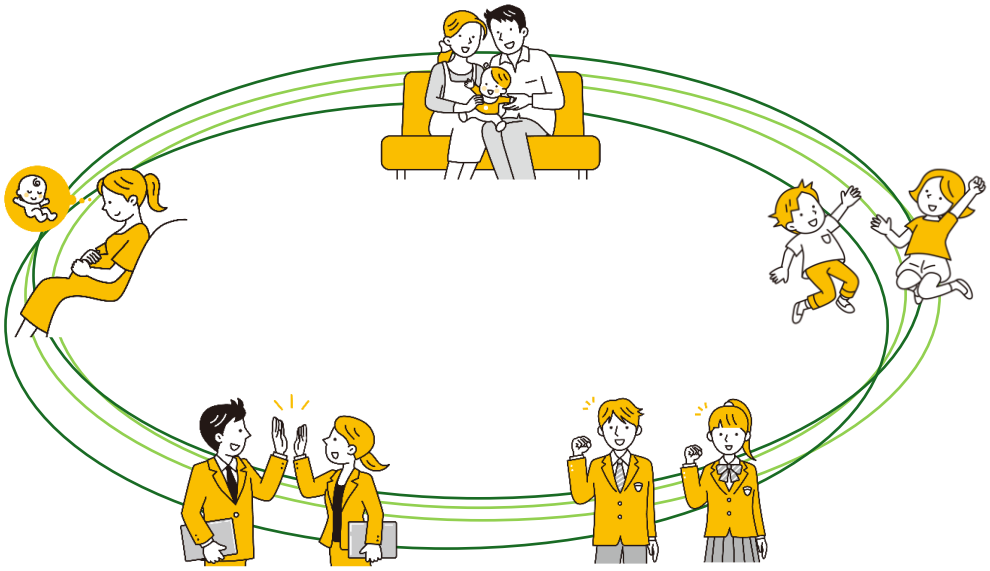

令和７年３月

音　更　町

はじめに

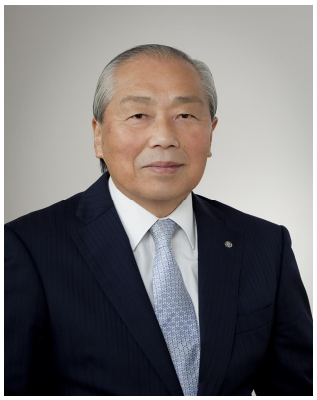

音更町長　小　野　信　次

近年、深刻な少子化やこどもを取り巻く環境の変化の中で、国は、こども基本法の制定やこども大綱の策定など、こどもたちが健やかに成長できる環境を整え、地域社会全体でこどもを支える仕組みを構築する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めています。

本町においても、次世代を担うこどもたちと若者が健やかに成長し、全ての子育て家庭が安心して希望を持ってこどもを産み育てられる社会の実現を目指すべく、令和７年度からの５年間を計画期間とする「音更町こども計画」を策定しました。

本計画の策定に当たっては、アンケートの他に、こどもたちが自らの意見や希望を表明できる場を設け、こどもの視点から見た社会のあり方や必要な支援について意見を伺ったほか、実際に子育てを行っている方々からの意見も取り入れています。

この計画の基本理念である「未来ある　こども・若者と支える人たちが安心して暮らせるまち」を、地域全体でこどもや若者たちを支えるための共通のビジョンとして位置付け、保護者や教育関係者、地域住民等と連携しながら、こどもや若者が安心して自分らしく成長できる環境を整えていくことが重要であり、次世代を担う彼らが自分の可能性を最大限に引き出せるよう、支援体制を充実してまいります。

今後とも、町民の皆様と共に手を携えながら、この計画の実現に向け、各種施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定に当たり、慎重なご審議を賜りました音更町子ども・子育て会議の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けて、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和７（2025）年３月

目 次

第１章　計画の策定に当たって 1
　1　計画策定の趣旨 1
　2　計画の位置づけ 2
　3　計画期間 3
　4　ＳＤＧｓを推進する計画 4
　5　計画の策定体制 5
　6　こども・子育てをめぐる動き 6
第２章　音更町のこども･子育て支援の現状 9
　1　こども・子育てを取り巻く環境 9
　2　第２期子ども・子育て支援事業計画の状況 ２６
　3　町民への意見聴取 ３２
　4　今後の課題 ３４
第３章　基本的な考え方 ３５
　1　基本理念 ３５
　2　基本方針 ３５
　3　基本的な視点 ３５
　4　基本目標 ３６
　5　施策体系 ３７
第４章　基本目標ごとの取組（行動計画） ３９
　【基本目標１】こども・若者の権利及び利益を尊重する地域づくり ３９
　【基本目標２】こどもと親の育ちを支える環境づくり ４０
　【基本目標３】家庭の子育てを支援する地域づくり ４３
　【基本目標４】こどもと親の健康づくり ４９
　【基本目標５】こども・若者が豊かに育つ環境づくり ５１
　【基本目標６】こども・若者が健やかに育つ安全安心なまちづくり ５４
第５章　量の見込みと提供体制の確保等 ５６
　1　第２期計画（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）　の進捗状況 ５６
　2　教育・保育提供区域 ５８
　3　幼児教育・保育事業 ５９
　4　地域子ども・子育て支援事業 ６１
　5　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 ６８
第６章　計画の推進に当たって ７２
　1　計画推進に向けた関係機関の役割 ７２
　2　包含する計画について ７２
第７章　計画の体制及び点検評価 ７３
　1　計画の体制 ７３
　2　計画の点検評価 ７４

資料編 ７５
1　ニーズ調査結果報告書 ７５
2　音更町子育て支援に関するアンケート調査 ２４０
3　子育てなどについてのアンケート調査 ３４４
4　町長と語ろう！！（みんなで）まちづくりタウンミーティング ３５３
5　総合的な学習の時間を活用した こどもからの意見聴取 ３５７
6　児童の権利に関する条約（概要） ３６０
7　音更町子ども・子育て会議 ３６６
8　用語集 ３７０

「こども」の表記について

本計画における「こども」の表記については、こども基本法に倣い、原則として「こども」の表記を使用します。なお、法令に根拠がある場合、固有名詞に基づく場合は「子ども」の表記を使用します。

第１章

計画の策定に当たって

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

令和５（2023）年の全国の合計特殊出生率は 1.20 で、都道府県別でみると北海道は東京に次いで２番目に低い 1.06 となっています。急速な少子化によりこどもの数が減少している一方、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化する中で、児童虐待、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、様々な問題が顕在化しています。

このような課題を解決するために、国においては、令和５（2023）年４月に、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

また、令和５（2023）年 12 月には、こども基本法に基づき、さらなるこどもに関する施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

この、こども大綱においては、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

更に令和６（2024）年６月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなりました。

このような背景の中、本町においては、第２期子ども・子育て支援事業計画の改定時期を迎えることから、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、子ども・若者計画を包含し、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間を計画期間とした「音更町こども計画」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の「市町村こども計画」として位置づけられているとともに、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に定める「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に定める「子ども・若者計画」を包含した計画といたします。

また、国から示された「こども大綱」、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、国際目標のＳＤＧｓの理念を踏まえ、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。

第 6 期音更町総合計画　（令和 3（2021）～令和 12（2030）年度）

音更町こども計画
（令和 7（2025）年度 ～ 令和 11（2029）年度）

- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

その他関連計画

- おとふけ障がい福祉総合プラン 2024（令和 6（2024）～ 8（2026）年度）
- 健康おとふけ 21（令和 6（2024）～17（2035）年度）
- 音更町第 3 次食育・地産地消促進計画（令和 4（2022）～ 7（2025）年度）
- 第 2 期おとふけ男女共同参画プラン（令和 7（2025）～16（2034）年度）

3　計画期間

本計画は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間を計画期間とします。

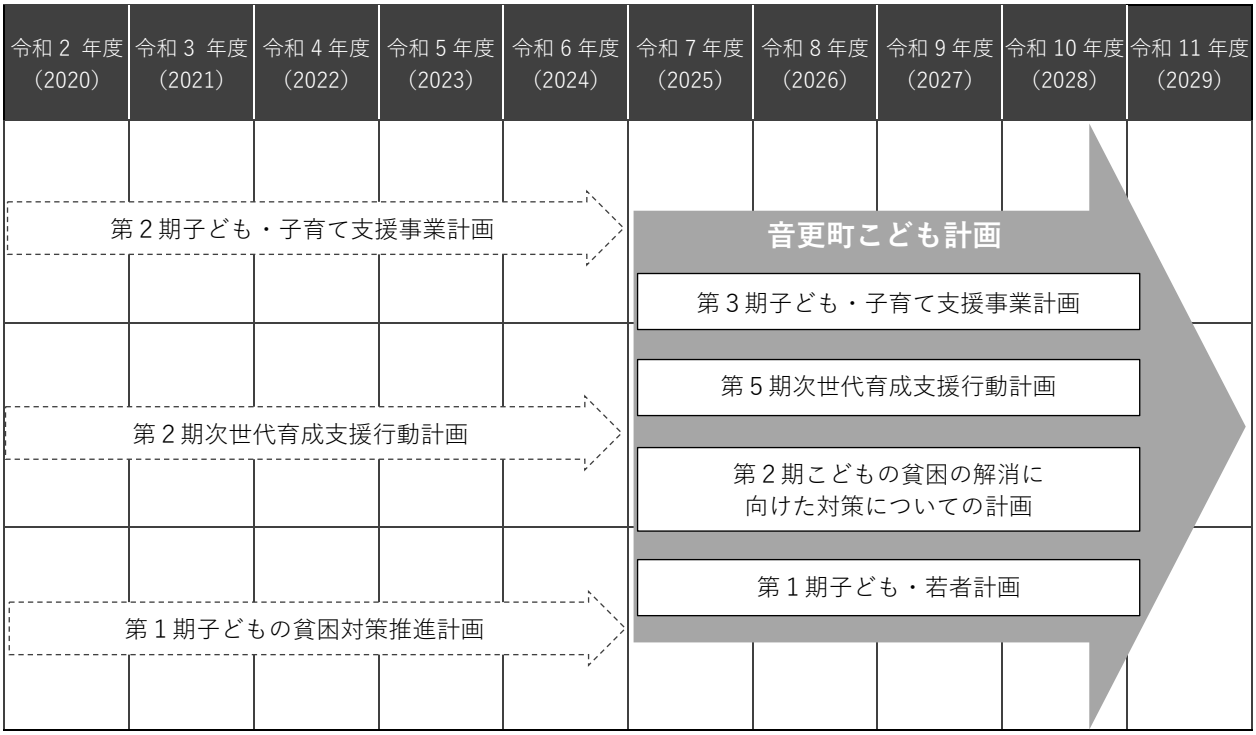

４　ＳＤＧｓを推進する計画

本計画は、国際目標のＳＤＧｓの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ策定します。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟国 193 か国が平成 28（2016）～令和 12（2030）年の 15 年間で達成を目指す国際社会全体の 17 の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「ＳＤＧｓアクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもＳＤＧｓの達成に向けた取組が求められています。

5　計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、音更町内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を令和６(2024)年５月に実施しました。また、子育て支援センターに通所している未就園児の保護者を対象に、「子育てなどについてのアンケート調査（記述式）」を実施しました。

（2）こども・若者への意見聴取

こども基本法第 11 条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、音更町内の中学生、高校生、15～39 歳の方を対象に「音更町子育て支援に関するアンケート調査」を令和６（2024）年６月に実施しました。

（3）町長と語ろう！！（みんなでまちづくり）タウンミーティング

子育てサロンおとぷけ通りくるみの利用者を対象に「音更町で子育てする上で良いところ」、「音更町をさらに子育てしたい町にするには」をテーマに子育てについて日頃感じていることについて町長を囲んで自由に語り合うタウンミーティング（対話集会）を令和６(2024)年８月に実施しました。

（4）総合的な学習の時間を活用したこどもからの意見聴取

下音更小学校６年生の児童を対象に、どのような町であればもっと生活しやすい町になるか、また、自分らしく健やかに成長していくことができるかを町長の講話を聞いた後、事前学習したことを児童からプレゼンテーション（発表）を行ってもらいこどもの意見を聴取しました。

（5）子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、こどもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聞くため、「音更町子ども・子育て会議」において審議を行いました。（令和７（2025）年３月までに計５回の会議を開催（内、３回は作業部会））

会議は、こどもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

（6）パブリックコメントの実施

（令和６（2024）年 12 月 25 日～令和７（2025）年１月 24 日実施）

本町のホームページ等で計画素案を町民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、計画へ反映させるためにパブリックコメントや住民説明会を実施しました。

6　こども・子育てをめぐる動き

（1）こども家庭庁の設立

令和5（2023）年4月に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

（2）こども基本法の施行

令和5（2023）年4月に、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行されました。こども基本法では、第3条でこども施策の基本理念を、第9条でこども大綱を定めることを、第10条で市町村子ども計画の策定努力義務を、第11条でこどもや若者の意見を施策に反映することなどについて定めています。

（3）こども大綱の閣議決定

令和5（2023）年12月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困に関する大綱が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととしています。

（4）児童福祉法等の一部改正

令和4（2022）年6月に成立した、児童福祉法等の一部を改正する法律は、子育て世帯への支援を更に強化し、児童の権利を擁護する児童福祉施策を進めるため、市町村において、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を行うこととしています。

（5）子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6（2024）年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が可決・成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとしています。

（6）子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6（2024）年6月に、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

表　近年のこども・子育てをめぐる動き

	法律・制度等	内容
平成 27 年（2015）	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年（2018）	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年（2019）	子供の貧困に関する大綱（第 2 次）改定	・学力保障、高等学校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年（2020）	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年（2021）	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年（2022）	児童福祉法等の一部改正（令和 4 （2022）年 6 月 8 日）	・市町村における要保護児童等への包括的かつ計画的な支援 ・児童福祉及び母子保健への支援を行うこども家庭センターの市町村へ設置の努力義務化 ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設 ・子育て家庭への支援の充実
令和 5 年（2023）	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を役割とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す

令和６年 （2024）	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17（2035）年３月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 （令和６（2024）年６月５日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	・法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 ・題名の変更に伴い「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

第２章

音更町のこども・子育て支援の現状

第２章　音更町のこども･子育て支援の現状

１　こども・子育てを取り巻く環境

（１）音更町の児童数の推計

国が示す手引きに基づき、令和２（2020）年から令和６（2024）年の年齢ごとの男女別人口を基にコーホート変化率法により、計画期間中の児童数を推計しました。

（人）

	実績					推計						伸び率
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R7⇒R12 (2025⇒2030)
0歳	256	241	252	218	215	219	213	211	208	205	204	-6.8%
1歳	293	280	241	279	235	229	233	227	225	222	219	-4.4%
2歳	325	298	278	252	293	242	236	240	234	232	229	-5.4%
3歳	322	324	304	284	260	300	248	242	246	240	238	-20.7%
4歳	339	318	327	312	292	266	307	254	248	252	246	-7.5%
5歳	354	340	323	330	313	295	269	310	257	251	255	-13.6%
6歳	395	351	338	325	336	315	297	271	312	259	253	-19.7%
7歳	410	401	353	338	326	337	316	298	272	313	260	-22.8%
8歳	362	414	400	360	335	327	338	317	299	273	314	-4.0%
9歳	433	361	414	398	354	333	325	336	315	297	271	-18.6%
10歳	438	440	360	416	400	355	334	326	337	316	298	-16.1%
11歳	484	436	437	362	413	398	353	332	324	335	314	-21.1%
合計	4,411	4,204	4,027	3,874	3,772	3,616	3,469	3,364	3,277	3,195	3,101	-14.2%

	実績					推計						伸び率
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R7⇒R12 (2025⇒2030)
0歳	256	241	252	218	215	219	213	211	208	205	204	-6.8%
1～2歳	618	578	519	531	528	471	469	467	459	454	448	-4.9%
3～5歳	1,015	982	954	926	865	861	824	806	751	743	739	-14.2%
小計	1,889	1,801	1,725	1,675	1,608	1,551	1,506	1,484	1,418	1,402	1,391	-10.3%
6～8歳	1,167	1,166	1,091	1,023	997	979	951	886	883	845	827	-15.5%
9～11歳	1,355	1,237	1,211	1,176	1,167	1,086	1,012	994	976	948	883	-18.7%
小計	2,522	2,403	2,302	2,199	2,164	2,065	1,963	1,880	1,859	1,793	1,710	-17.2%
合計	4,411	4,204	4,027	3,874	3,772	3,616	3,469	3,364	3,277	3,195	3,101	-14.2%

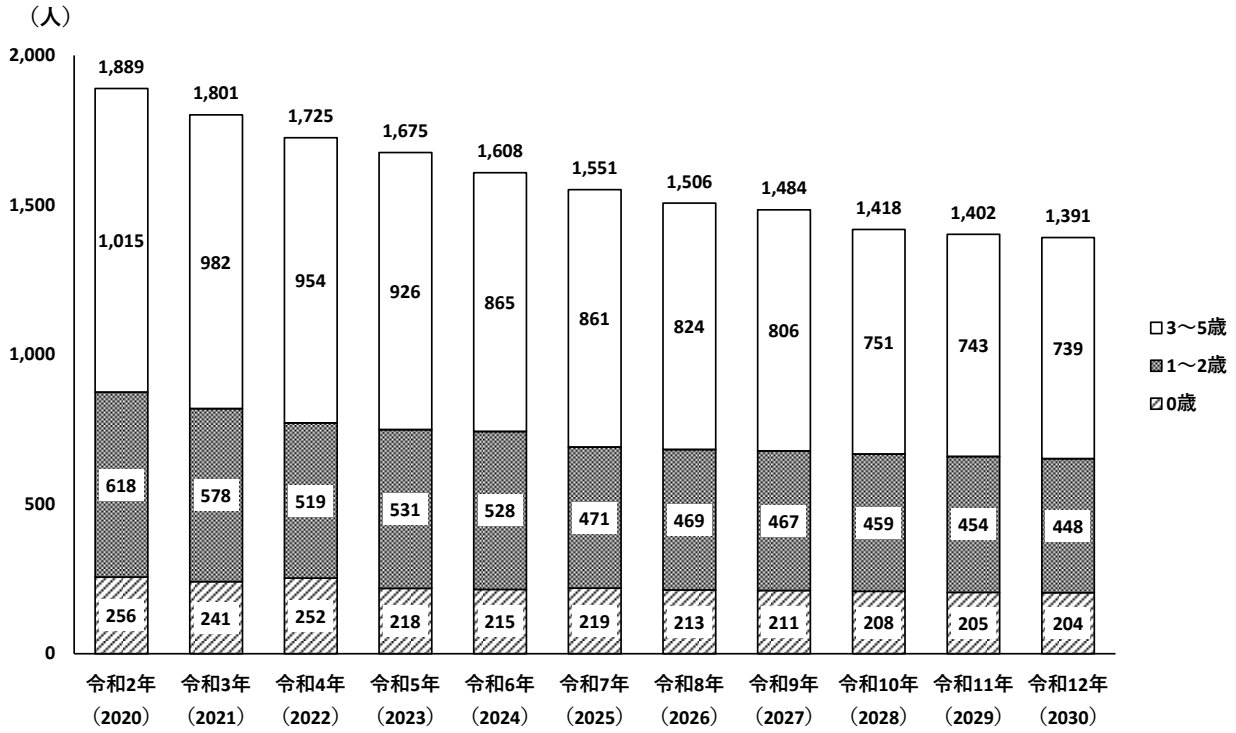
（人）
2,000
1,500
1,000
500
0
1,889
1,801
1,725
1,675
1,608
1,551
1,506
1,484
1,418
1,402
1,391
1,015
982
954
926
865
861
824
806
751
743
739
618
578
519
531
528
471
469
467
459
454
448
256
241
252
218
215
219
213
211
208
205
204
令和2年（2020）
令和3年（2021）
令和4年（2022）
令和5年（2023）
令和6年（2024）
令和7年（2025）
令和8年（2026）
令和9年（2027）
令和10年（2028）
令和11年（2029）
令和12年（2030）
3～5歳
1～2歳
0歳

（２）人口の推移

・総人口は、平成 22（2010）年をピークに減少しています。

・年少人口は、平成 22（2010）年から令和２（2020）年までの 10 年間で 1,557 人減少しています。全体に対する年少人口割合は平成 22（2010）年の 16％から令和２（2020）年は 13％に減少し、老年人口割合は平成 22（2010）年の 23％から令和２（2020）年は 30％に増加しています。

■人口構造（国勢調査）

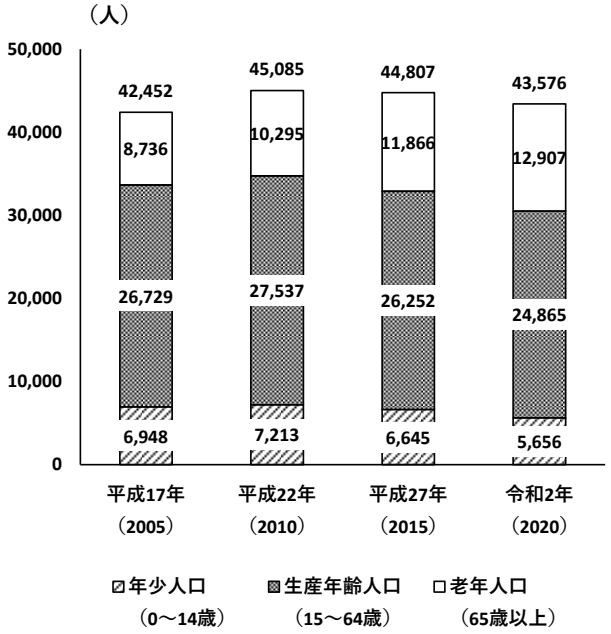

■人口構造比率（国勢調査）

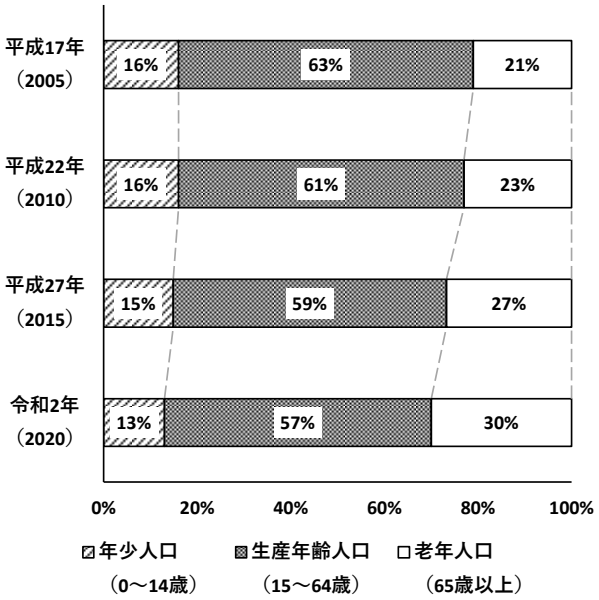

※年齢不詳者により計は不一致

■人口（住民基本台帳（各年度４月１日時点））

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
総人口		44,136	43,831	43,212	43,105	42,731
	児童人口（0～18 歳）	7,800	7,548	7,277	7,022	6,767
	うち未就学児童人口（0～5 歳）	1,889	1,801	1,725	1,675	1,608
	生産年齢人口（15～64 歳）	25,702	25,458	25,002	25,027	24,828
	老年人口（65 歳以上）	12,635	12,759	12,809	12,861	12,912

（３）自然動態・社会動態

・自然動態（出生－死亡）は、減少かつマイナスの推移になっています。

・社会動態（転入－転出）は、全体的にマイナスの数値が多いですが、平成 27（2015）年、令和４（2022）年にプラスの数値となり、特に令和４（2022）年には 112 人と、顕著に増加がみられました。

■自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳（各年 12 月末））

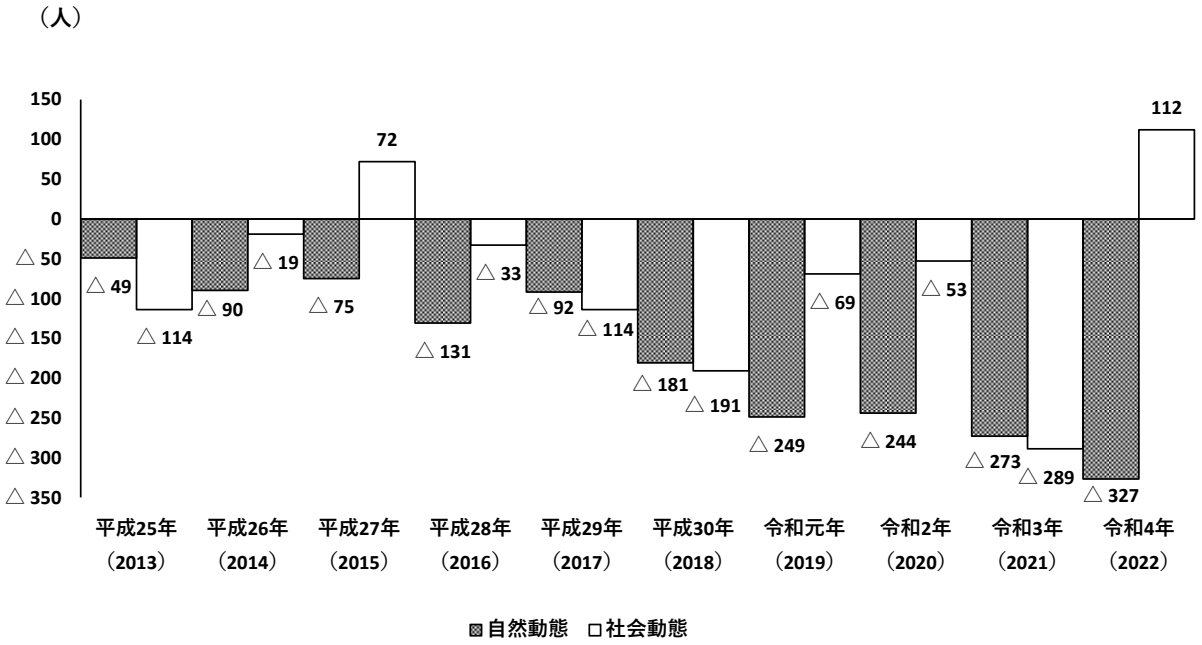

（４）将来の人口推計

・総人口は、今後緩やかに減少すると推計されます。

・年少人口は、令和２（2020）年から令和 17（2035）年までに 2,258 人減少すると見込まれ、少子高齢化のさらなる進行が予測されます。

■年齢３区分別人口の将来推計

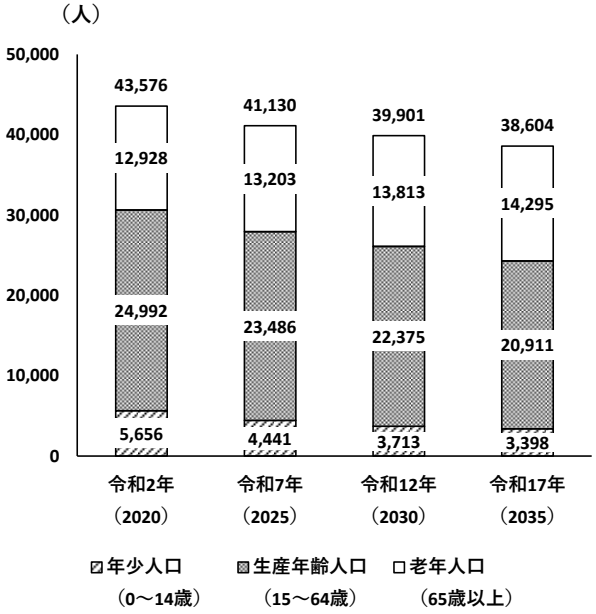

■年齢３区分別人口割合の将来推計

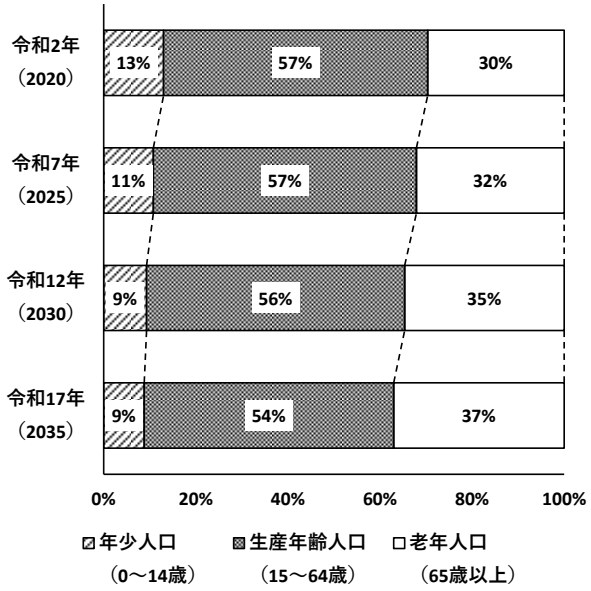

■18 歳未満人口の将来推計

年次	0～5 歳児	6～11 歳児	12～17 歳児	合計
令和７（2025）年度	1,551	2,065	2,548	6,164
令和８（2026）年度	1,506	1,963	2,475	5,944
令和９（2027）年度	1,484	1,880	2,343	5,707
令和 10（2028）年度	1,418	1,859	2,242	5,519
令和 11（2029）年度	1,402	1,793	2,135	5,330

※住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計

（５）世帯の状況

・世帯数は、平成 17（2005）年から令和２（2020）年までで、約 2,300 世帯増加しています。

・1 世帯あたり人員は、平成 27（2015）年から令和２（2020）年まで 0.11 人減少しており、減少傾向が加速しています。

・核家族世帯の構成比では、平成 27（2015）年と令和２（2020）年を比較すると、「夫婦のみ」世帯、「男親と子ども」世帯、「女親と子ども」世帯が増加しており、「夫婦と子ども」世帯が減少しています。

■世帯数及び１世帯あたり人員の推移（国勢調査）

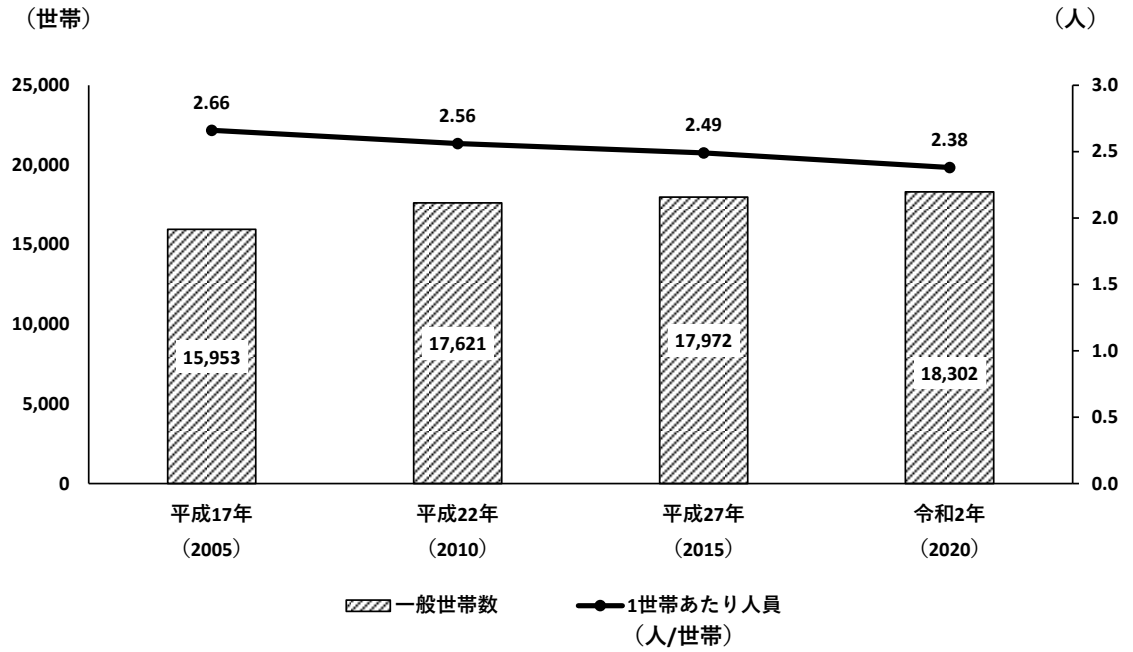

■核家族世帯の構成比（国勢調査）

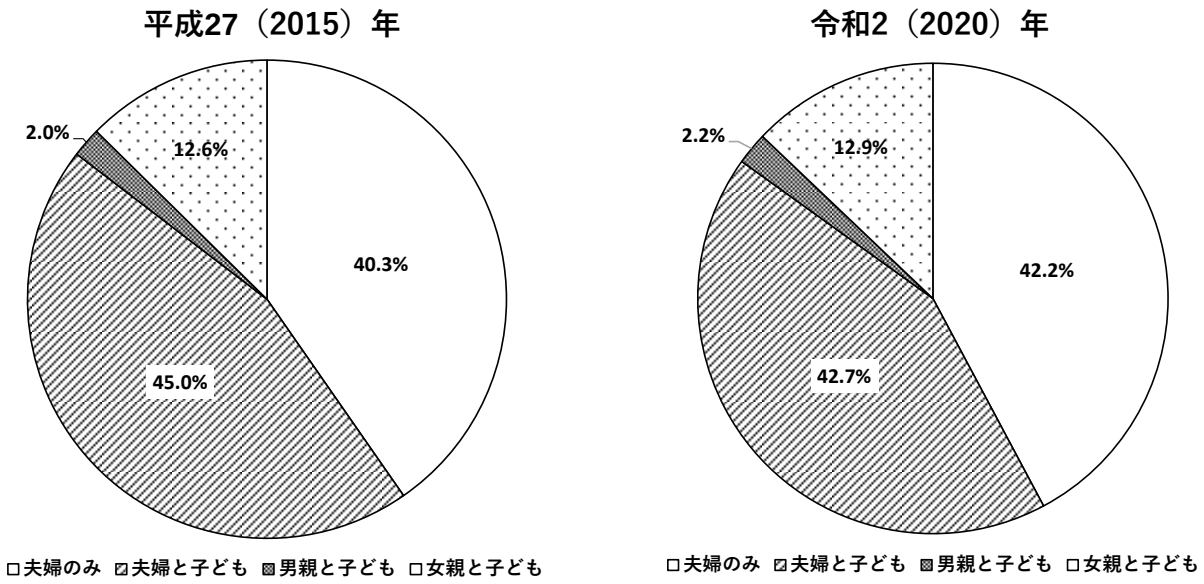

（６）出生の状況

・出生者数は、平成 25（2013）年と令和３（2021）年を比較すると、112 人減少しています。

・出生率は、音更町内では増加がみられる年もありましたが、全国平均と比較すると平成 26（2014）年以降は全国平均を下回っています。

■出生数等

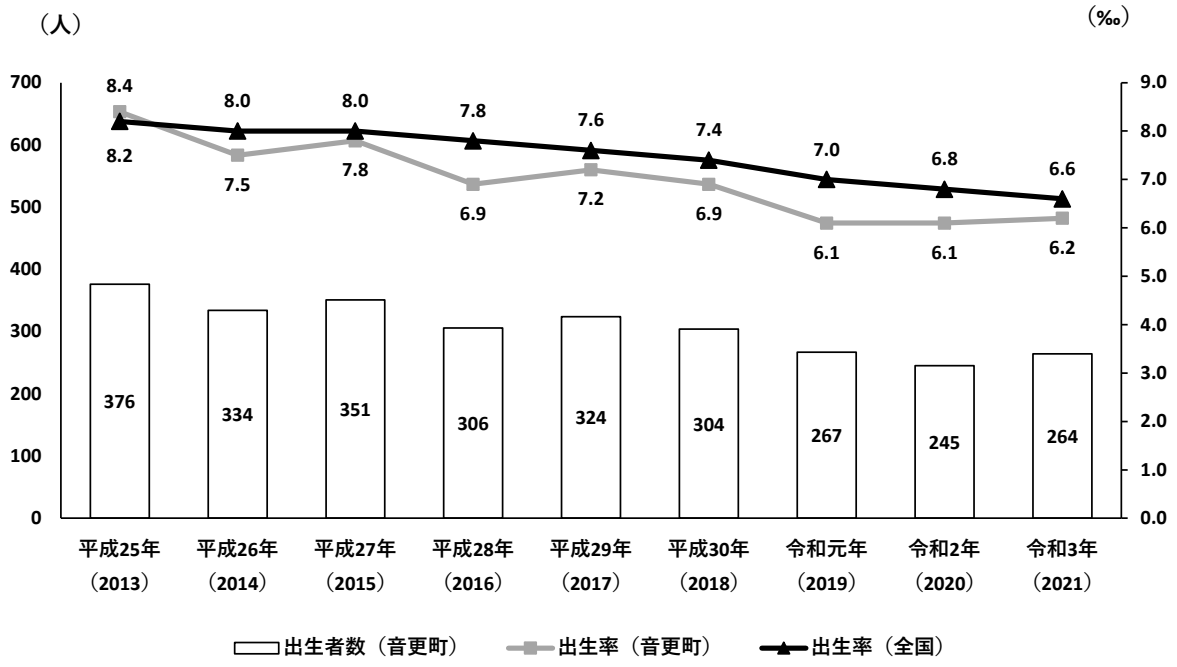

年次	音更町			北海道	全国
	出生数（人）	出生率（‰）	合計特殊出生率	合計特殊出生率	合計特殊出生率
平成 25 年（2013）	376	8.4	1.45	1.28	1.43
平成 26 年（2014）	334	7.5		1.27	1.42
平成 27 年（2015）	351	7.8		1.31	1.45
平成 28 年（2016）	306	6.9		1.29	1.44
平成 29 年（2017）	324	7.2		1.29	1.43
平成 30 年（2018）	304	6.9	1.34	1.27	1.42
令和元年（2019）	267	6.1		1.24	1.36
令和 2 年（2020）	245	6.1		1.21	1.33
令和 3 年（2021）	264	6.2		1.20	1.30
令和 4 年（2022）	223	6.0		1.12	1.26

※市町村合計特殊出生率は、人口動態統計特殊報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）による

（７）婚姻・離婚の状況

・婚姻件数は、令和元（2019）年に 183 件と増加がみられましたが、令和２（2020）年以降は 140 件前後と減少の傾向にあり、婚姻率も令和元（2019）年には 4.2％と増加しましたが、令和２（2020）年と令和３（2021）年が共に 3.3％と減少し、横ばいになっています。

・離婚件数、離婚率共に、令和元（2019）年に増加がみられましたが、令和 2（2020）年以降減少しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移（人口動態調査）

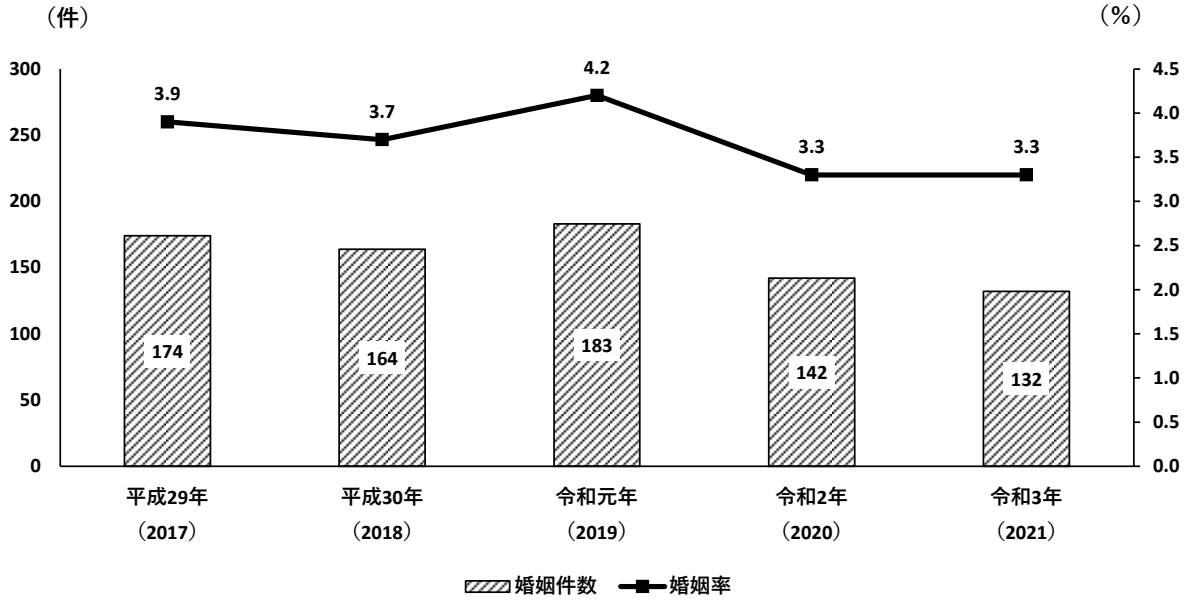

■離婚件数及び離婚率の推移（人口動態調査）

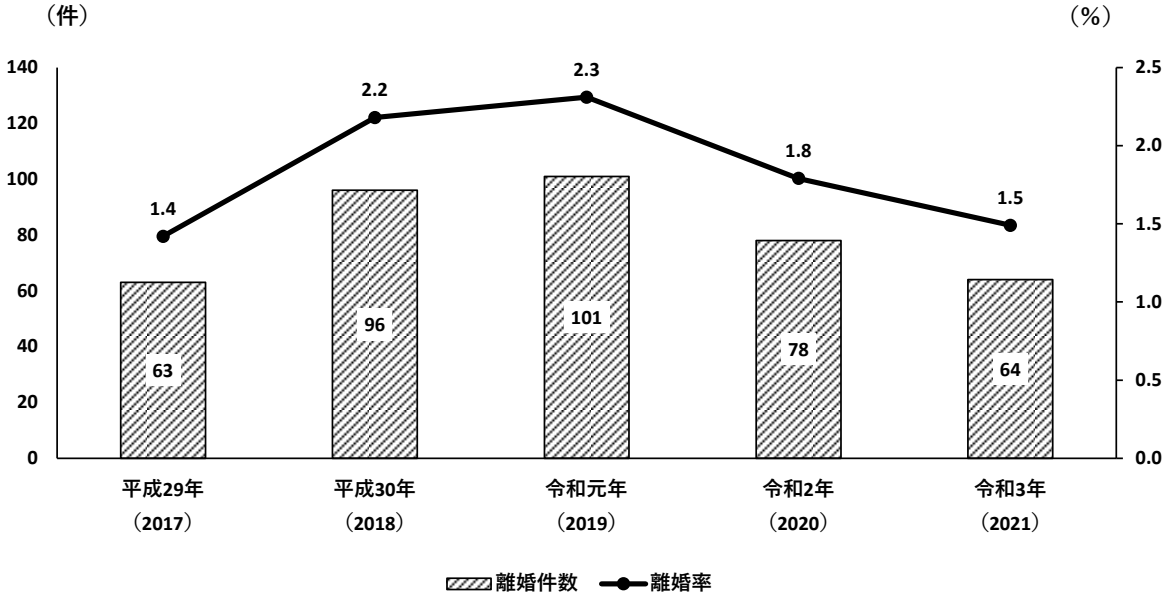

（８）就労の状況

・女性の 20 歳代の労働力率が上昇し、30～34 歳の年齢層で低下する「M 字カーブ」ですが、令和２（2020）年の 30～34 歳は平成 27（2015）年より低下はみられず、「M 字」と表現するほど極端な増減はない傾向です。

・60～64 歳の労働力率で、男女共に平成 27（2015）年より令和２（2020）年の方が増加しており、高齢者の就労が増加していることが分かります。

・従業上の地位別では、男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も高くなっています。

■年齢別労働力率（M 字カーブ）の推移（国勢調査）

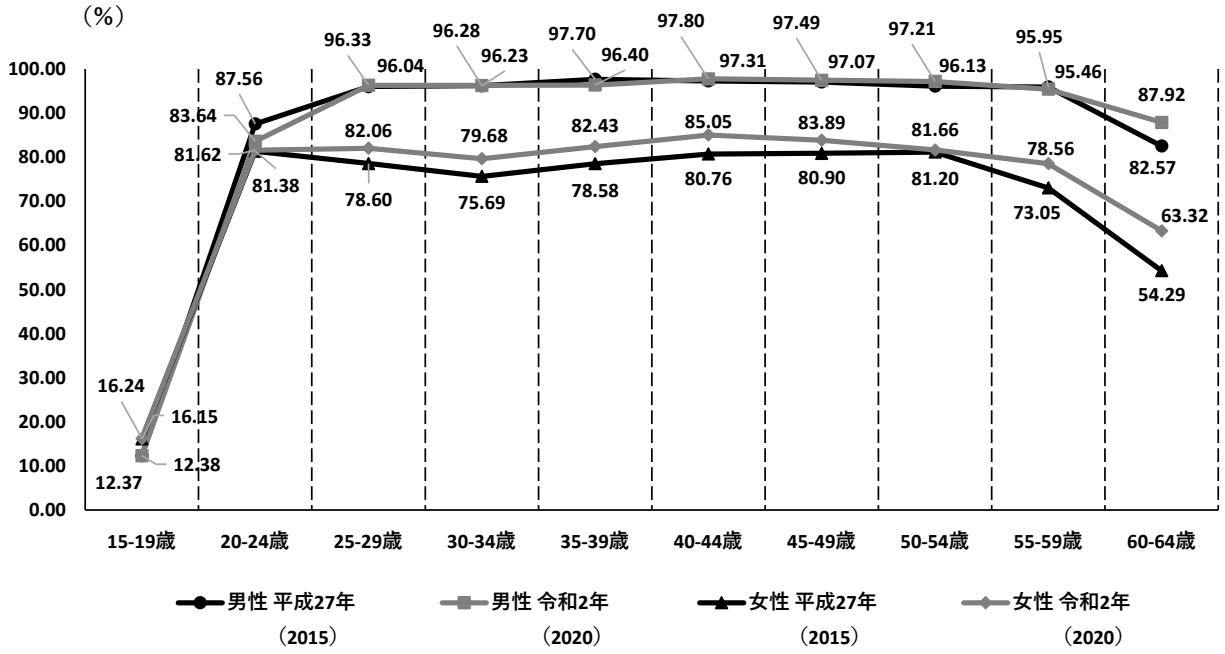

■従業上の地位別従業者数の割合（国勢調査・令和２（2020）年）

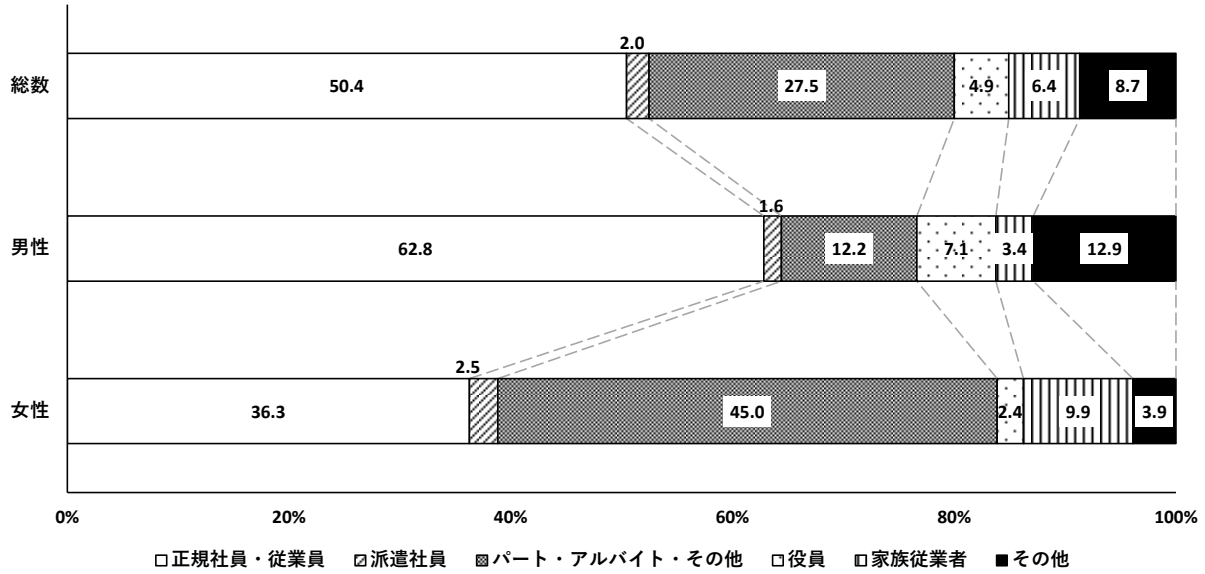

（９）教育・保育施設の状況

１．利用児童数の推移

・保育園と幼稚園の利用児童数は、認定こども園への移行に伴い令和３（2021）年まで減少がみられましたが、令和４（2022）年からはほぼ横ばいの傾向です。

・全体の利用児童数は、緩やかな減少がみられます。

■認定こども園、保育園、幼稚園の利用児童数の推移

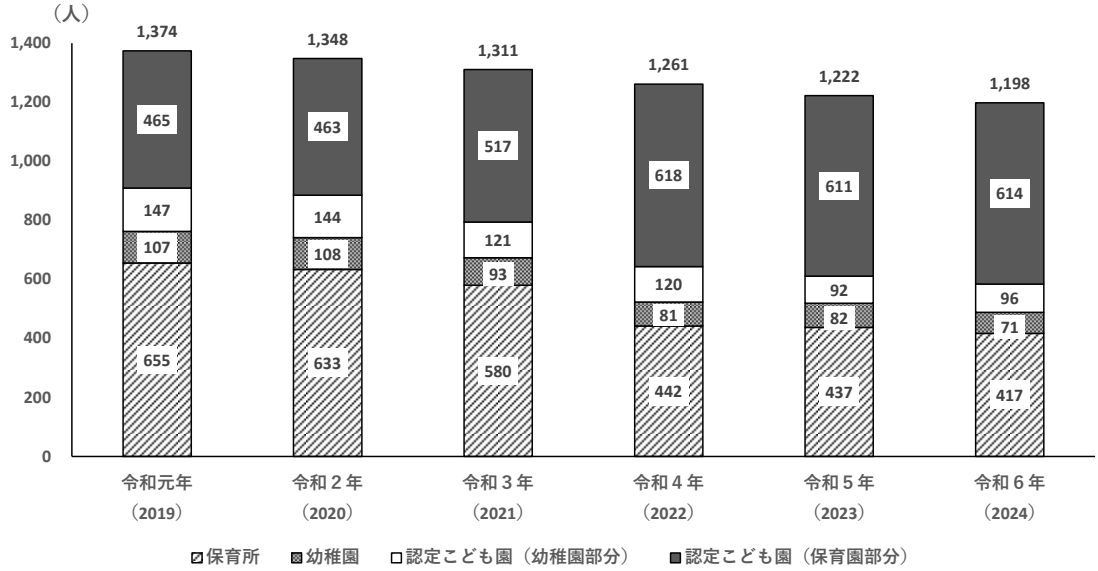

２．保育園（へき地・小規模保育所を含む）の入園状況

・入園者数は、令和３（2021）年まで減少がみられましたが、令和４（2022）年からはほぼ横ばいとなっており、３歳未満児の利用割合は、令和４（2022）年に減少がみられましたが、令和５（2023）年以降顕著に増加しています。

・定員数は、入所数と共に令和４（2022）年まで減少していますが、以降はほぼ横ばいで、令和６（2024）年の定員数 498 人に対し入所数 415 人と、約８割の充足となっています。

■保育園の定員数、入園者数、３歳未満児割合の推移

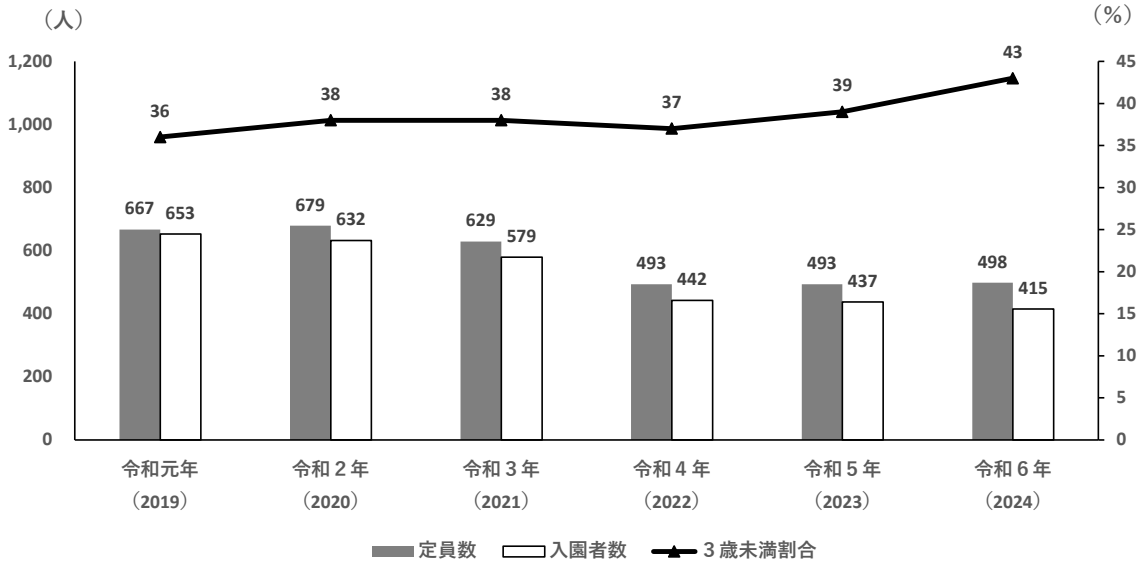

３．認定こども園の入園状況

・認定こども園の定員数、入所数は認定こども園への移行に伴い緩やかな増加がみられましたが、令和４（2022）年以降はほぼ横ばいとなっています。

・令和６（2024）年の定員数 815 人に対し入所数は 707 人と、利用割合は約 80％と充足しています。

■認定こども園の定員数、入園者数の推移

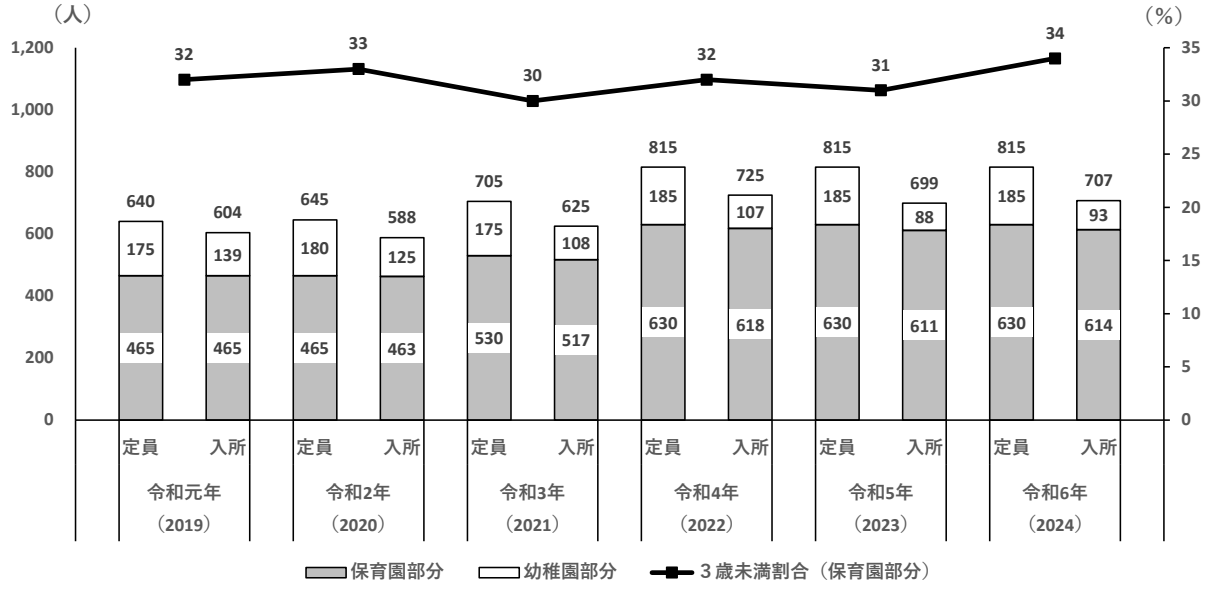

４．幼稚園の入園状況

・幼稚園の入園児童数は、令和元（2019）年では定員数と入所数が同数でしたが、令和２（2020）年以降入所数が減少しています。令和５（2023）年には定員数が 60 人となりましたが、入所数は 53 人と、利用割合は約 90％と充足しています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移

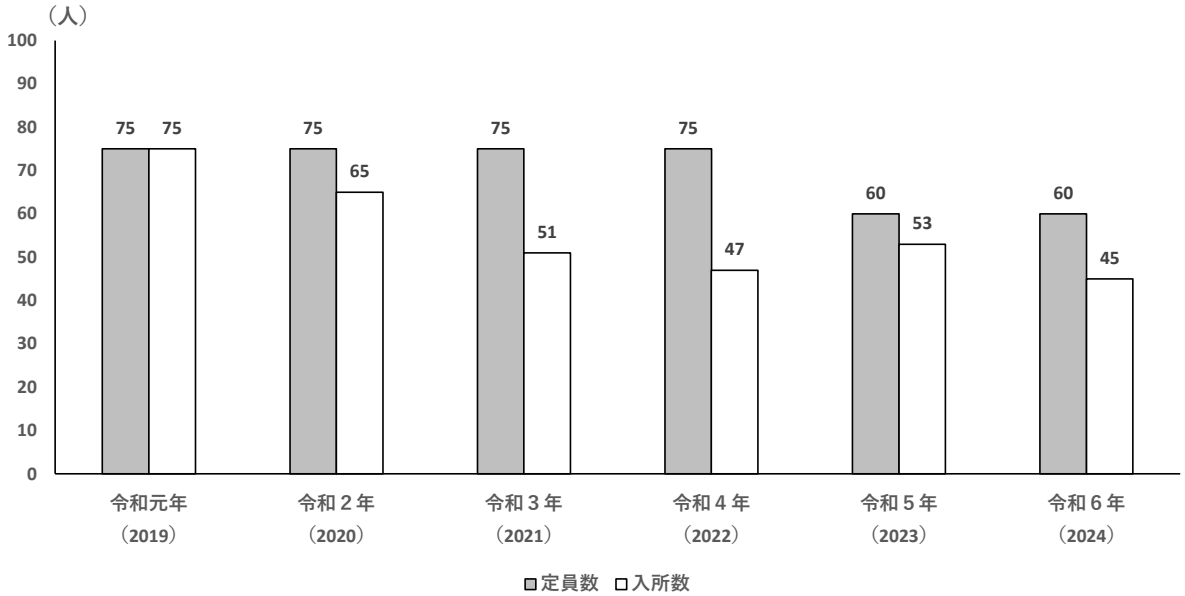

（10）子育て支援サービスの現状

【認可保育園】

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
保育園数	８か所	７か所	６か所	６か所	６か所
保育園定員数	588 人	538 人	414 人	414 人	419 人
入園児童数（入園率％）	584（46）人（99.3％）	531（42）人（98.7％）	401（30）人（96.9％）	394（35）人（95.2％）	389(43)人（92.8％）

【認定こども園】

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
認定こども園数		４か所	５か所	６か所	６か所	６か所
認定こども園定員数	幼稚園部分	165 人	175 人	185 人	185 人	185 人
	保育園部分	480 人	530 人	630 人	630 人	630 人
入園児童数（入園率％）		588 人（91.2％）	628 人（89.1％）	725 人（89.0％）	699 人（85.8％）	743 人（91.2％）

【地域子ども・子育て支援事業】

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
延長保育	実施園数	９か所	９か所	９か所	９か所	９か所
	利用児童数	延 5,962 人	延 5,276 人	延 5,172 人	延 9,886 人	延 9,286 人
障がい児保育	実施園数	８か所	８か所	８か所	８か所	８か所
	利用児童数	73 人	85 人	96 人	104 人	117 人
一時保育	実施園数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
	利用児童数	延 1,631 人	延 1,426 人	延 1,343 人	延 1,832 人	延 1,651 人
病児・病後児保育	実施園数	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
	利用児童数	延 584 人	延 458 人	延 587 人	延 1,212 人	延 1,147 人
休日保育	実施園数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	利用児童数	延 348 人	延 316 人	延 348 人	延 341 人	延 351 人

【へき地保育所】

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
保育所数	７か所	７か所	６か所	６か所	６か所
入所児童数	48 人	48 人	41 人	43 人	31 人

【子育て支援センター事業】

・柳町子育て支援センター

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
新規利用者数	179 組	130 組	179 組	121 組	181 組
利用者総数	2,281 人	2,117 人	2,681 人	3,313 人	2,483 人
１日平均	8.8 組	8.1 組	10.3 組	12.7 組	10.3 組
相談件数	22 件	22 件	18 件	0 件	36 件

・子育て支援センター「すずらん」

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
新規利用者数	227 組	216 組	280 組	342 組	364 組
利用者総数	2,665 人	2,422 人	3,239 人	3,960 人	4,437 人
１日平均	10.3 組	9.3 組	12.5 組	15.2 組	18.0 組
相談件数	185 件	131 件	136 件	90 件	73 件

・「きの」子育て支援センター

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
新規利用者数	172 組	238 組	260 組	298 組	374 組
利用者総数	3,848 人	2,620 人	3,563 人	4,887 人	5,178 人
１日平均	14.8 組	10.1 組	13.7 組	18.8 組	21.8 組
相談件数	72 件	52 件	92 件	92 件	77 件

・音更子育て支援センター

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
新規利用者数	263 組	209 組	214 組	334 組	250 組
利用者総数	3,297 人	3,441 人	3,676 人	4,285 人	4,145 人
１日平均	12.7 組	13.2 組	14.1 組	16.5 組	17.5 組
相談件数	12 件	4 件	19 件	21 件	34 件

【学童保育所】

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
保育所数	8（2）か所	8（2）か所	8（2）か所	8（2）か所	8（1）か所
利用児童数	675 人	619 人	692 人	624 人	596 人

【子育て世代包括支援センター事業】（令和６年度からはこども家庭センター）

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
相談数	妊婦相談	291 人	253 人	259 人	413 人	446 人
	電話相談	1,064 人	909 人	1,052 人	804 人	243 人
	来所相談	70 人	92 人	52 人	42 人	28 人
支援プラン作成数	妊婦	291 人	253 人	235 人	232 人	238 人
	乳幼児	558 人	581 人	546 人	533 人	481 人
連携会議の実施		6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
産後ケア事業	利用者	23 人	21 人	24 人	34 人	66 人
	延べ利用回数	56 回	42 回	89 回	115 回	191 回
産前・産後サポート事業	延べ利用者	63 人	62 人	80 人	94 人	135 人
	延べ利用回数	9 回	9 回	11 回	11 回	12 回
電子母子健康手帳登録者数		802 人	947 人	1,077 人	1,192 人	1,276 人

【母子保健事業】

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
妊婦一般健康診査		3,212 人	3,098 人	2,538 人	2,646 人	2,627 人
乳幼児健康診査						
	４か月児	248 人	251 人	244 人	220 人	238 人
	10 か月児	301 人	248 人	263 人	223 人	223 人
	１歳６か月児	333 人	252 人	250 人	271 人	237 人
	２歳児	331 人	278 人	246 人	267 人	262 人
	３歳児	351 人	301 人	278 人	250 人	289 人
健康相談						
	乳幼児	434 人	416 人	514 人	529 人	552 人
	妊婦	170 人	126 人	131 人	146 人	130 人
家庭訪問						
	訪問数	763 人	633 人	667 人	654 人	630 人
	養育支援訪問事業	158 人	66 人	118 人	113 人	119 人

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
健康教育						
	妊産婦健康教育	238 人	162 人	187 人	209 人	186 人
	乳幼児健康教育	58 人	66 人	77 人	122 人	104 人
	乳幼児栄養指導	60 人	52 人	67 人	70 人	72 人
歯科保健						
	歯磨き教室	261 人	269 人	217 人	223 人	215 人
	フッ素塗布	1,519 人	1,368 人	1,193 人	1,410 人	1,317 人
	フッ化物洗口	559 人	542 人	538 人	548 人	468 人
不妊治療費の助成		延 29 件	延 48 件	延 17 件	延 50 件	延 104 件

【小・中学校教育】

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
小学校						
	児童数	2,512 人	2,391 人	2,296 人	2,189 人	2,151 人
	学校数	12 校	11 校	11 校	11 校	11 校
中学校						
	生徒数	1,374 人	1,392 人	1,352 人	1,320 人	1,207 人
	学校数	5 校	5 校	5 校	5 校	5 校
合計						
	総児童・生徒数	3,886 人	3,783 人	3,648 人	3,509 人	3,358 人
	学校数	17 校	16 校	16 校	16 校	16 校

【小・中学校における特別支援教育】

区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
小学校						
	児童数	231 人	249 人	269 人	245 人	267 人
	学級数	59 学級	59 学級	62 学級	57 学級	59 学級
中学校						
	生徒数	67 人	67 人	76 人	93 人	91 人
	学級数	26 学級	23 学級	21 学級	23 学級	20 学級
合計						
	総児童・生徒数	298 人	316 人	345 人	338 人	358 人
	学級数	85 学級	82 学級	83 学級	80 学級	79 学級

【ことばの教室】

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
幼児	38 人	33 人	38 人	36 人	27 人
小学生	22 人	33 人	35 人	32 人	30 人
中学生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【幼稚園】

区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
幼稚園数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用児童数	65 人	51 人	47 人	53 人	47 人

（11）各統計からみた家庭・地域・社会の状況

本町の総人口は、減少傾向にあり、今後も緩やかに減少していくと予測されます。人口構造においては老年人口の割合が増加しており、今後も老年人口の割合が増加（高齢化）していくと予測されます。これは、国全体の問題である人口減少・少子高齢化社会の構造と同様であり、本町においても避けられない問題です。本町において社会動態については近年増加しているものの自然動態についてはマイナスで推移しており引き続き自然減及び社会減への対策を講じていくことが必要です。

世帯の状況やこどもの教育・保育施設の状況については大きな変化や特筆すべき状況はありませんが、保育園等の３歳未満の割合が増加傾向にあり共働き世帯が増えていることが伺え、全国的な傾向と同様と言えます。今後も充足している教育・保育施設の提供を行っていくことが必要です。

２　第２期子ども・子育て支援事業計画の状況

令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの本町の主要施策については次のとおりです。

１．子どもの権利及び利益を尊重する地域づくり

施策	主な取組
（１）子どもの権利尊重についての理解促進	□　「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。 □　児童虐待防止推進月間事業の推進など児童虐待防止の広報啓発。 □　子ども自身が悩みを相談できる窓口（子供ＳＯＳダイヤル）の広報啓発。
（２）子どもの意見を尊重したまちづくりの促進	□　子どもワークショップの開催などにより、子どもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。

２．親と子どもの育ちを支える環境づくり

施策	主な取組
（１）児童の健全育成等の推進	□　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）に沿った放課後などの居場所の充実。 □　「新・放課後子ども総合プラン」の推進。
	□　全ての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。 □　子ども会、文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動の推進を継続。
	□　非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。 □　スマートフォンやSNS・ソーシャルゲームなどを利用した他者との関わりなど、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。
（２）食育の推進	□　保育園に通う児童の保護者を対象とした、栄養士による食事の指導とクッキング保育の充実。 □　保育園における「三角食べ」「三色栄養パネルシアター」の実施。 □　小学校の栄養教諭による食育教育の充実。 □　「早寝・早起き・朝ごはん」の普及啓発。
	□　保育園調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。

	□　アレルギーなどに配慮した指導の強化、研修会の開催。
	□　自校給食の継続。
	□　道産食材の積極的な利用。 □　「おとぷけ給食」の実施。 □　「おおそでくん・キッチン」の実施。
	□　乳幼児健康診査、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。
（３）障がい等のある子どもの支援の充実	□　より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センター、ことばの教室等における指導体制の充実。 □　年少期からの療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。
	□　乳幼児健康診査の充実。 □　心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減。 □　発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。
	□　特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。
	□　認定こども園及び保育園等において看護師の派遣等により医療的行為が必要な児童の受け入れの対応。
（４）児童虐待防止対策の充実	□　妊婦・乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援を行う。 □　各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。 □　要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。 □　児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化。
	□　要保護児童対策地域協議会の充実。
（5）相談支援体制の拡充	□　子育て世代包括支援センターをはじめとした関係機関においての子育てや発達についての相談支援。 □　問合せ先等を子育てサイトやガイドブックに掲載。
	□　支援が必要な家庭に関する相談・支援や情報の提供。 □　虐待発生時の情報の統括や対応について関係機関と連携し対応。

3．家庭の子育てを支援する地域づくり

施策	主な取組
（1）教育・保育・子育て支援サービスの充実	□　保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。 □　保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。 □　障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。 □　パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。 □　保育園等に入園中の児童が病気の急性期、又は回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて預かる病児保育及び病後児保育の実施。 □　保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。
	□　利用者にとって分かりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場や子育て世代包括支援センター、子育て支援センターに配置し、子どもに関する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。 □　家庭内で養育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。 □　保護者の出産や急病、育児疲れなどで一時的に子どもを養育できない場合に、宿泊可能な施設において預かりを実施。
（2）子育ての相互援助活動の推進	□　子育ての支援をして欲しい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行う事業の充実。
（3）良質な保育の確保と情報提供の充実	□　地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。 □　人材育成の観点から、第三者の目により客観的に問題点を把握し、改善するよう外部評価を受けることを推進。
	□　広報紙、パンフレット、ホームページ、子育てサイト・ガイドブック等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。 □　各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。
（4）ひとり親家庭への支援の充実	□　子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。 □　ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。 □　就労支援としてひとり親家庭の母親等の経済的自立が図られるよう、就労支援事業等の活用促進。 □　子どもの貧困対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。

（5）仕事と家庭の両立支援の促進	□　子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。
	□　育児休暇の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入等、多様な働き方と子育てを両立しやすい職場環境の整備への取組の情報提供。 □　夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。
（6）子育て家庭における経済的な負担軽減の推進	□　子育てガイドブックやホームページなどにより各種手当や補助等の案内をし､利用することで家庭の経済的な負担の軽減を支援。 □　乳幼児及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担軽減を図るため、小学校就学前（住民税非課税世帯は中学校卒業前）の子どもに対する医療費の自己負担額の全額助成、小学生に対する医療費を自己負担分１割とする助成を継続。

４．親と子どもの健康づくり

施策	主な取組
（1）安心して妊娠・出産できる環境づくり	□　妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。 □　特定妊婦や生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。 □　妊婦とその夫を対象に、保健師等が出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。 □　不妊・不妊症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。
（2）母親と子どもの健康の確保	□　子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施。 □　妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行う。 □　各種健診・相談・訪問を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。 □　妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故防止対策の重要性を周知。 □　乳幼児から保育園･学校を通じて関係機関と健康課題を共有し、取組を推進する。
（3）思春期保健対策の充実	□　子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。 □　10 代の自殺や不健康なやせ等の思春期の課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。 □　未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を実施。
（4）小児医療等の充実	□　感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。 □　保育園、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。

5．子どもが豊かに育つ環境づくり

施策	主な取組
（1）学校の教育環境の整備	□　学校の教育環境については、順次、学校施設・設備の整備の継続。 □　地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼し、児童の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。
（2）家庭や地域の教育力の向上	□　家庭の教育力の向上に当たっては、保育園や小中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。 □　家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。
	□　多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動の機会を拡充。 □　リーダー研修など様々な交流体験活動や集団活動の実施。 □　関係機関との連携による交流事業の充実。
（3）有害環境対策の充実	□　喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施。 □　スマートフォン等の普及により、有害サイトへのアクセスが容易になっているため、保護者に対し、フィルタリング等の対策を啓発。
（4）次代の親づくりのための教育の推進	□　小中学生が、子育て中の親子と語らう、ふれ愛交流事業の促進。 □　ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発の実施。
（5）学校教育の充実	□　児童・生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童・生徒の学習状況に応じてＴＴ指導、少人数指導の実施。 □　小中学校に人材バンク（リーダーバンク）の情報を提供し、必要に応じ活用。
	□　いじめ問題等対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。 □　学校不適応・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を支援するため、学校適応指導教室「ふれあい教室」を設置。
	□　生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。
	□　就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。 □　就園奨励費等幼児教育の向上。
（6）外国語教育の充実	□　英語指導助手と外部英語講師の派遣による外国語授業の充実。

6．子どもが健やかに育つ安全なまちづくり

施策	主な取組
（1）子育てに配慮した住宅の確保	□　ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備。 □　公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の継続。
（2）安心して外出できる環境の整備	□　安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。 □　通学路や学校・こども園・幼稚園・保育園周辺の危険箇所に、注意啓発看板や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。
	□　多目的トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。 □　公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。

3　町民への意見聴取

（1）音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

こども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国の基本指針に基づき、音更町内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「音更町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

【就学前（小学校入学前）児童のいる世帯への調査】

調査対象	就学前児童の保護者
調査期間	令和６（2024）年５月13日 ～ 令和６（2024）年６月24日
調査方法	郵便配布・回収

対象数	回収数	回収率
500件	238件	47.6％

【小学生のいる世帯への調査】

調査対象	小学生の保護者
調査期間	令和６（2024）年５月13日 ～ 令和６（2024）年６月24日
調査方法	郵便配布・回収

対象数	回収数	回収率
500件	243件	48.6％

（２）音更町子育て支援に関するアンケート調査

こども基本法第 11 条の規定によりこども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることとされており、音更町内の中学生、高校生及び若者を対象に「音更町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【中学生・高校生の生活と意識に関する調査】

調査対象	音更町内の中学校に在籍する２年生及び音更高等学校に在籍する２年生
調査期間	令和６（2024）年６月17日 ～ 令和６（2024）年７月18日
調査方法	インターネット調査

対象数	回収数	回収率
476件	413件	86.8％

【若者世帯】

調査対象	音更町在住の15～39歳
調査期間	令和６（2024）年６月５日 ～ 令和６（2024）年６月30日
調査方法	インターネット調査

対象数	回収数	回収率
600件	153件	25.5％

（３）子育てなどについてのアンケート調査

本計画策定にあたり、基礎資料とすることを目的として、子育て支援センター等に通所している未就園児の保護者に対しアンケート調査を実施しました。

調査対象	子育て支援センターを利用している保護者
調査期間	令和６（2024）年７月17日 ～ 令和６（2024）年８月15日
調査方法	子育て支援センターに来園した保護者に対しアンケート調査票を配布・回収

回収数
37件

（４）町長と語ろう！！（みんなでまちづくり）タウンミーティング

町民の町政に対する理解を深め、町民との協働によるまちづくりを推進するため、町長が町内の地域に出向き、町民とまちづくりに関する意見交換をする対話集会（タウンミーティング）を実施しました。

参加者	子育てサロン おとぷけ通り くるみ利用者（６名）
実施日時	令和６（2024）年８月19日
テーマ	・音更町で子育てする上でいいところ ・音更町をさらに子育てしたい町にするには

（５）総合的な学習の時間を活用したこどもからの意見聴取

総合的な学習の時間を活用し、こどもから、どのようなまちであればもっと生活しやすいまちになるか、また、自分らしく健やかに成長していくことができるか、直接こどもたちから意見を聴取し、計画に反映させていくことを目的として実施しました。

対象	下音更小学校の６年生児童（53名）
実施日時	令和６（2024）年10月３日
実施概要	・学校の授業にて事前に「自分のまち（音更町）」について学習 ・小野信次町長の講話 ・事前学習を踏まえて児童によるプレゼン（発表）

４　今後の課題

本町は国全体の課題と同様に、総人口の減少傾向、高齢化の進行、出生率の低下という問題を抱えています。世帯の状況については、父親がフルタイム、母親がパートタイム・アルバイト等のフルタイム以外で就労されている方が多数を占め、共働き世帯が多いことが伺えます。

また、就学前のこどもがいる保護者の調査では、就労する母親の半数以上は現状の就労の継続を希望しています。父親が就労の主を担い、母親が就労と子育てを行う家族構成が多い状況の中、高まる保育施設の需要を充足できる提供体制を確保していくことが必要です。

将来にわたってまちが活力を維持するためには、若い子育て世代の定住が必要であることから子育て世代が働きながらこどもを産み育てられるよう、少子化対策や子育て支援（教育、生活、就労、経済、相談）の充実を図るとともに、こどもたちが健やかに育つ環境づくりへの取組が求められます。

第３章

基本的な考え方

第３章　基本的な考え方

１　基本理念

未来ある こども・若者と支える人たちが安心して暮らせるまち

「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を念頭に、主役であるこどもと若者、その保護者と支える住民が笑顔で安心して暮らせるまちを目指します。

２　基本方針

次代を担うこどもたちが自立した大人へと成長できるよう、今の大人たちが支え、導くことが必要であり、各々が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせるよう実現に向けての施策に取り組みます。

こどもと若者の声を聴き、こども・若者と大人たちが一緒に施策を進めていくことで、こどもの権利を尊重することにつながります。このために、こどもと若者、更に保護者に対しても、経済面、精神面、健康面、安全面を考慮し、周りを取り巻く保育・教育環境、就労環境、地域環境を整えるなど、それぞれが置かれた状況やライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

こどもと若者の健やかな成長が、家庭、コミュニティ、地域、ひいては国全体で「こどもまんなか社会」を作ることになります。

３　基本的な視点

1. **こどもが健やかに成長できるまち**
2. **安心していきいきと子育てできるまち**
3. **こども・若者と家庭を見守り支えるまち**
4. **こどもと若者が豊かに過ごし社会参画ができるまち**

４　基本目標

1 こども・若者の権利及び利益を尊重する地域づくり

こども・若者の権利・利益を理解し尊重するため、「子どもの権利条約」を普及し、権利が損なわれることなく、こども・若者の意見を尊重する機会の拡充を推進します。

2 こどもと親の育ちを支える環境づくり

社会参加活動による健やかな育ち、健全な食生活を送る力の育み、障がいへの発達支援、児童虐待の総括的な対策、こども・親への相談支援により、こどもと親の両方の育ちをサポートする環境を整備します。

3 家庭の子育てを支援する地域づくり

全ての家庭が等しく教育・保育を受けられ、安心できる生活、安定した就労、個々の問題解決のため、個々の家庭のニーズに適した行政や地域社会全体での支援を行います。

4 こどもと親の健康づくり

妊娠期から出産後、乳幼児、こども、若者へと、切れ目のない持続した健康・医療の支援をすることで、常に健康的に成長を望める環境を整えます。

5 こども・若者が豊かに育つ環境づくり

教育力の向上、体験・交流活動、新生活の支援といったプラス面の支援、有害環境対策、悩みの解消、といったマイナス面の対策に取り組み、人生を豊かに過ごせる環境づくりを行います。

6 こども・若者が健やかに育つ安全安心なまちづくり

社会環境や生活形態の変化に対応した、こどもと若者が安全に楽しめる環境づくりが必要です。妊産婦や子育て家庭を含む全ての人々が安心して生活できる環境の整備を推進します。

5　施策体系

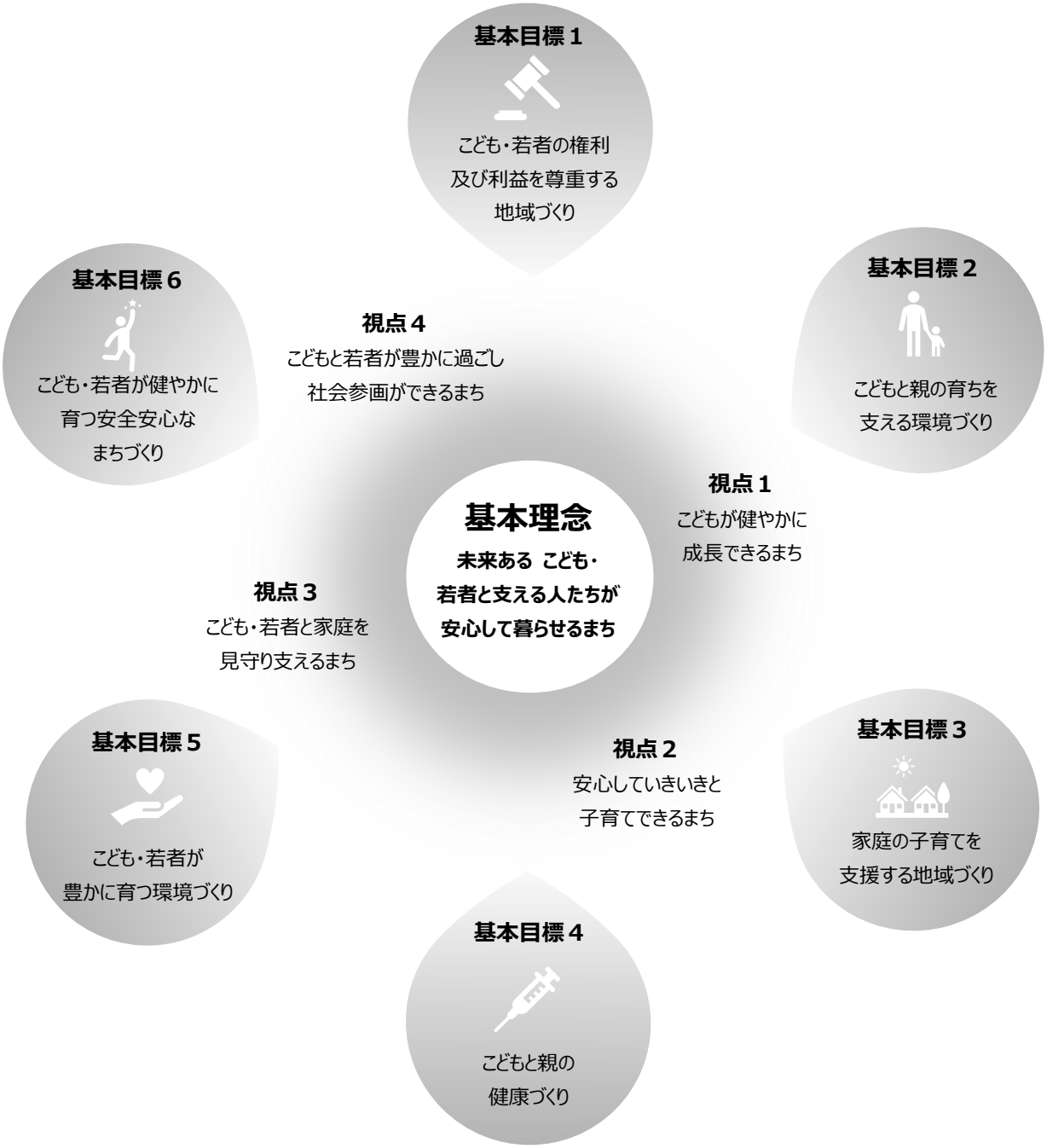
基本目標１
こども・若者の権利
及び利益を尊重する
地域づくり
基本目標２
こどもと親の育ちを
支える環境づくり
基本目標３
家庭の子育てを
支援する地域づくり
基本目標４
こどもと親の
健康づくり
基本目標５
こども・若者が
豊かに育つ環境づくり
基本目標６
こども・若者が健やかに
育つ安全安心な
まちづくり
視点１
こどもが健やかに
成長できるまち
視点２
安心していきいきと
子育てできるまち
視点３
こども・若者と家庭を
見守り支えるまち
視点４
こどもと若者が豊かに過ごし
社会参画ができるまち
基本理念
未来ある こども・
若者と支える人たちが
安心して暮らせるまち

基本理念	未来ある こども・若者と支える人たちが安心して暮らせるまち					
基本的な視点	**基本目標**	**施策の方向**	**若者**	**貧困**	**次世代**	**子育て**
「未来ある こども・若者と支える人たちが安心して暮らせるまち」を実現するための視点は以下のとおり ① こどもが健やかに成長できるまち ② 安心していきいきと子育てできるまち ③ こども・若者と家庭を見守り支えるまち ④ こどもと若者が豊かに過ごし社会参画ができるまち	1 こども・若者の権利及び利益を尊重する地域づくり	1-1 こども・若者の権利に関する理解促進	●		●	
		1-2 こども・若者の意見表明・参加の促進	●		●	
	2 こどもと親の育ちを支える環境づくり	2-1 こどもの健全育成等の推進	●		●	
		2-2 食育の促進			●	
		2-3 障がい等のあるこどもの支援の充実			●	●
		2-4 児童虐待防止対策の充実			●	●
		2-5 相談支援体制の拡充			●	●
	3 家庭の子育てを支援する地域づくり	3-1 教育・保育・子育て支援サービスの充実			●	●
		3-2 子育ての相互援助活動の推進			●	●
		3-3 良質な保育の確保と情報提供の充実	●		●	●
		3-4 全てのこども・若者の健やかな育成支援の推進	●		●	
		3-5 こどもの貧困の解消に関する支援の充実の推進	●	●	●	●
		3-6 ひとり親家庭への支援の充実の推進		●	●	
		3-7 仕事と家庭の両立支援の促進			●	
		3-8 子育て家庭における経済的な負担軽減の推進		●	●	●
	4 こどもと親の健康づくり	4-1 安心してこどもを産み育てるための環境整備		●	●	●
		4-2 母親とこどもの健康の確保		●	●	●
		4-3 思春期保健対策の充実	●			
		4-4 小児医療等の充実			●	
	5 こども・若者が豊かに育つ環境づくり	5-1 学校の教育環境の整備			●	
		5-2 家庭や地域の教育力の向上			●	●
		5-3 有害環境対策の充実	●		●	
		5-4 次代の親づくりのための教育の推進			●	●
		5-5 学校教育の充実			●	
		5-6 外国語教育の充実			●	
		5-7 生きづらさを抱えた若者の支援	●			
		5-8 青年期の成長を支援する取組の推進	●	●		
	6 こども・若者が健やかに育つ安全安心なまちづくり	6-1 子育てに配慮した住宅の確保			●	
		6-2 安心して外出できる環境の整備	●		●	●
		6-3 交通安全教育の推進			●	
		6-4 犯罪等の被害防止活動	●		●	

【若者】子ども・若者計画、【貧困】こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、【次世代】次世代育成支援行動計画、【子育て】子ども・子育て支援事業計画

第４章

基本目標ごとの取組（行動計画）

第４章　基本目標ごとの取組（行動計画）

【基本目標１】こども・若者の権利及び利益を尊重する地域づくり

＜現状と課題＞

・身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトといった「こどもの権利」を侵害する事件が増加しており、こどもや若者が安全・安心に生活を送ることができるよう、こども･若者の権利や利益を尊重する大切さについて、更に理解を促進することが必要です。

・地域と連携しながら、当事者であるこども・若者の意見を聴き、施策に反映し、こども・若者の視点に立った取組を推進します。

施策１　こども・若者の権利に関する理解促進

方向１	児童の権利に関する条約の普及やいじめ、児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るための普及啓発
主な取組	・「人権教室」の活用など多様な場面での啓発。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの周知など児童虐待防止の広報啓発。 ・こども自身が悩みを相談できる窓口（子供ＳＯＳダイヤル）の広報啓発。

方向２	大人たちがこども・若者の権利を理解し尊重するための普及啓発
主な取組	・「世界子どもの日」などの人権についての周知啓発。

施策２　こども・若者の意見表明・参加の促進

方向１	施策等へのこども・若者の意見の反映
主な取組	・こどものワークショップなどの開催などにより、こどもたちの視点から検証し、必要に応じ各施策に反映。

方向２	地域社会や学校において、こどもたちの声を反映させるための仕組づくり
主な取組	・地域学校協働活動などにより学校の授業等を通しこどもの意見を聴取。

【基本目標２】こどもと親の育ちを支える環境づくり

＜現状と課題＞

・こどもの身体と心の健康増進を図り、知的・社会的な適応能力を高め、情操を豊かにする遊びや生活の場となる活動を推進します。

・健全な食生活を実践できるように、ライフステージに応じた食に関する知識を学ぶ場を提供します。

・障がいや特別な支援の必要なこどもがいる家庭のニーズに対し、相談・助言、関係機関の連携を図り、包括的な支援を行います。

・近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあるため、地域全体が子育てをすることを念頭に地域ネットワークを活用し、虐待防止と早期発見、虐待児童の保護に努めます。

・家族を介護するヤングケアラー、子育てに不安を抱える親、ひきこもりに悩んでいる家庭がいることから、こどもと親両方への支援の体制を強化します。

施策１　こどもの健全育成等の推進

方向１	多様な遊びや体験などの機会づくり
主な取組	・全てのこどもが自然体験、文化芸術体験などの多様な体験活動を行う機会拡充を継続。
方向２	地域全体でこどもの健全育成を推進するため、少年団などの社会参加・地域活動の推進とその指導者や地域ボランティアの発掘・養成
主な取組	・文化・スポーツ少年団など地域の団体活動を推進し、その指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域におけるこどもの健全育成活動の推進を継続。
方向３	児童・生徒の問題行動の未然防止活動
主な取組	・非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、通報相談活動、広報活動を継続。 ・スマートフォンやＳＮＳ・ソーシャルゲームなどを利用した他者との関わりなど、現在の環境に見合った健全育成対策の推進。

施策２　食育の促進

方向１	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習の推進
主な取組	・保育園等に通う児童や保護者を対象とした、栄養士等による食育とクッキング保育の充実。 ・保育園等における「三角食べ」「三色食品群」等の食育の実施。 ・小学校の栄養教諭による食育教育の充実。 ・小中学校における「かみかみ給食」の実施。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣定着に向けた普及啓発。

方向２	給食調理に関する栄養士の研修の充実や食に関する情報提供の継続
主な取組	・保育園等調理担当者を対象とした研修会及び担当者会議の開催。 ・食に関する健康課題に応じた指導の強化、研修会の開催。

方向３	学校給食について、自校給食の充実
主な取組	・自校給食の継続。

方向４	地場産品の給食食材の提供
主な取組	・道産食材の積極的な利用。 ・「おとぷけ給食」の実施。 ・「おおそでくん・キッチン」の実施。

方向５	妊婦・乳幼児栄養指導
主な取組	・乳幼児健康診査、各種相談・教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導の継続。

施策３　障がい等のあるこどもの支援の充実

方向１	関係部門が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図る
主な取組	・より身近な地域で、適切な支援を行うため、子ども発達支援センターや、ことばの教室等における指導体制の充実。 ・早期療育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に要する交通費の助成を継続。

方向２	発達の不安や障がい等のあるこどもを育てる保護者への支援体制の充実を図る
主な取組	・心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有するこども等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児不安を軽減。 ・発達に不安のある未就園児と保護者を対象とした遊びの教室の開催。

方向３	特別な教育的支援の必要な児童・生徒への指導及び施設整備の充実を図る
主な取組	・特別支援学級における生活介助員の派遣、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制の充実。

方向４	保育園等において、医療行為が必要な児童の受け入れなど、インクルージョンの推進を図る
主な取組	・小中学校や保育園等において医療的ケアが必要な児童・生徒等を支援するため看護師を派遣。

施策４　児童虐待防止対策の充実

方向１	関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進
主な取組	・妊産婦・乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援を行う。 ・各担当部局や関係機関との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止。 ・要保護・要支援児童への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図る。 ・児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化。
方向２	児童虐待防止対策からアフターケアに至る総合的な支援を進めるため、要保護児童対策地域協議会を活用
主な取組	・要保護児童対策地域協議会の充実。

施策５　相談支援体制の拡充

方向１	こども家庭センターの設置により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援体制の強化
主な取組	・虐待発生時の情報の統括や対応について関係機関と連携し対応。 ・子育てについての相談支援。 ・支援が必要なこども、妊産婦等へのサポートプランの作成。 ・ヤングケアラーに関する実態把握と相談支援。 ・児童虐待に関する相談及び関係機関と連携した対応。 ・子育てについて学ぶ機会の提供。
方向２	ひきこもりの相談及び支援の充実
主な取組	・ひきこもりの最初の相談窓口となる「こもりびと」の継続実施。 ・ひきこもりの体験談や意見交換会である「こもりびとしゃべり場」の開催。

【基本目標３】家庭の子育てを支援する地域づくり

＜現状と課題＞

・共働き世帯の増加による仕事と子育ての両立への支援として、就園・未就園に関わらず全てのこどもが教育・保育を受けられるサービスの充実、地域住民による協力体制を進めます。

・こどもと若者の健全育成のための居場所づくりを進めます。

・こどもの貧困は生活困窮・学習面の支障・心理的な問題を抱えていることから経済・教育・就労・相談などの支援を行います。

・ひとり親家庭等は子育てと生計を一人で担い困難な場合があるため、子育て支援と経済的支援を行います。

施策１　教育・保育・子育て支援サービスの充実

方向１	未就園の親子の子育て支援から、保育園等における教育・保育、一時預かりなどの質の高い教育・保育の推進
主な取組	・保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前のこどもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため「認定こども園」を推進。 ・保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長のニーズに対応する延長保育事業の継続。 ・障がい児が安心して保育を受けられる環境の充実。 ・パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的・緊急的な預かりの継続。 ・保育園等に入園中の児童が病気の急性期、又は回復期にあり、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて預かる病児保育及び病後児保育の実施。 ・保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日においても保育を必要とする児童を預かる休日保育の実施。

方向２	保護者のニーズに応じた子育て支援の充実
主な取組	・子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、全てのこどもの育ちを応援する「こども誰でも通園制度」の導入。 ・利用者にとって分かりやすく、円滑な支援を実施するため、担当職員を役場やこども家庭センター、子育て支援センターに配置し、こどもに関する保護者の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する利用者支援事業を実施。 ・家庭内で養育をしている親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場、育児サークルの育成支援などを行う地域子育て支援センターの充実。 ・保護者の出産や急病、育児疲れなどで一時的にこどもを養育できない場合に、宿泊可能な施設や里親宅等で預かりを実施。 ・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯等へ養育環境を整えるために家事、子育て等の支援を実施。

施策２　子育ての相互援助活動の推進

方向１	保護者の緊急・一時的なニーズに応じた地域住民の支援
主な取組	・子育ての支援をして欲しい人と援助したい人が会員となり相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施。

施策３　良質な保育の確保と情報提供の充実

方向１	教育・保育職員の質の向上
主な取組	・地域の教育機関等との連携を図り、研修の機会の確保や研修内容の充実。 ・人材育成の観点から、第三者の目により客観的に問題点を把握し、改善するよう外部評価を受けることを推進。

方向２	利用者にとって分かりやすい情報提供・相談体制の充実
主な取組	・広報紙、パンフレット、ホームページ、子育てサイト・ガイドブック、ＳＮＳ等様々な媒体を活用し、子育て家庭に必要な情報を提供。 ・各関係機関において、職員の資質の向上及び相談しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関相互の連携を強化。 ・保育人材の確保を図るため、子育て支援員の活用や保育現場のＩＣＴ化による保育士勤務環境の改善に向けた支援を実施。

施策４　全てのこども・若者の健やかな育成支援の推進

方向１	こども・若者たちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「こどもの居場所」となる環境づくりの推進
主な取組	・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）に沿った放課後などの居場所の充実。 ・「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進。 ・「児童福祉施設の整備等に関する計画」に基づいた学童保育所や子育て関連施設等の整備、環境改善。 ・こども・若者が気軽に参加できるスポーツサークル等の推進。

施策５　こどもの貧困の解消に関する支援の充実の推進

方向１	教育の機会の充実
主な取組	・児童・生徒の将来に生かせる基礎学力や知識の習得・向上を図るよう指導し学校教育による確かな学力の向上を図る。 ・小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラー、学校教育相談員を派遣し、いじめや不登校など様々な問題を抱えている児童・生徒への相談支援を行い教育相談体制の充実を図る。 ・不登校児童・生徒が学校に行けない間、学校以外の様々な学習活動の機会や場を設け、立ち直りの指導と同時に「心の居場所」を作ることで、自立を促し、学校生活への復帰を含めた社会的自立を支援し、援助する。 ・学習へのつまずきの解消や学習習慣の定着を図ることを目的に学童保育所を活用した学習支援事業を実施。 ・音更町教育委員会が実施する宿泊体験学習等における参加費の一部を低所得者世帯に補助。 ・こども自身が料理を作り将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とした調理実習事業の実施。

方向２	生活の支援の充実
主な取組	・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに支援を行う「こども家庭センター」を設置。 ・こどもが病気等のために保育園等に行けないときに一時的にこどもを預かる病児・病後児保育の実施。 ・保護者の就労及び家族形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、会員が育児等に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施。 ・こどもたちの居場所等として設置されているこども食堂への取組等への支援。 ・養育に問題が生じ困難を抱える児童の適切な保護又は何らかの支援が必要な児童若しくは妊娠中に特別な支援や配慮が必要とされる妊婦への適切な支援を図るために、関係機関が情報を共有し、支援をしていくため要保護児童対策地域協議会を開催。

方向３	保護者への就労の支援
主な取組	・保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークや専門相談先の紹介など、就労の初期相談窓口として支援を行う就労相談業務の実施。 ・ワークライフバランスに配慮した働き方改革を推進するため、企業へ広く周知活動を実施。

方向４	経済的支援の充実
主な取組	・18 歳以下の児童を養育する保護者等に、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給。 ・父母の離婚などによる、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18 歳（政令で定める障がいの状態にある場合は 20 歳）以下の児童を養育しているひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給。 ・障がい児の福祉増進を図るため、20 歳未満の心身に障がいのあるこどもを養育する保護者等に特別児童扶養手当を支給。 ・０歳から 15 歳になった日以後の最初の３月 31 日まで（中学校を卒業するまで）のこどもの通院・入院に係る医療費の自己負担額の助成の実施。 ・20 歳までのこどものいるひとり親家庭等で、所得制限の基準額未満である人の通院・入院に係る医療費自己負担額の助成の実施。 ・心身の傷病や離婚、失業などにより収入等がなくなり生活が困窮する人に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の支援。 ・重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の人に手当を支給。 ・公営住宅の入居基準を満たす 18 歳までの児童・生徒を養育している世帯等に対し、一定期間の家賃と仲介手数料の一部を補助する子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助を実施。 ・公営住宅の入居基準を満たす世帯に対し、町が借り上げた民間賃貸住宅を公営住宅として転貸する既存借上型公営住宅制度の実施。 ・北海道母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の周知や利用の促進。 ・認定こども園等に対して保護者が負担する日用品や文房具等の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事参加費用等について世帯所得の状況等を勘案して助成。 ・経済的な理由により給食費などの負担が困難な小中学生の児童・生徒のいる家庭に対して、就学援助を実施。 ・一定の要件を満たした世帯に対し、保育施設等で給食費（副食費）の免除を実施。 ・経済的理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対し、奨学資金を給付。 ・低所得妊婦の初回産科受診料助成の実施。 ・妊婦一般健康診査及び産婦健康診査に要した自己負担額の助成の実施。

方向５	相談支援の充実
主な取組	・方向４の取組を推進するため、重層的支援体制を始めとした相談の展開と円滑な連携の促進。

施策６　ひとり親家庭への支援の充実の推進

方向１	ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援などの取組の充実
主な取組	・子育て・生活支援として、保育園入園等における配慮やサービス利用における助成の実施。 ・ひとり親家庭の母又は父及び児童・生徒の健康の保持と福祉の増進及び負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続。 ・ひとり親家庭の経済的自立が図られるよう、就労支援事業等の活用促進。 ・こどもの貧困の解消に向けた対策に資するよう、ひとり親家庭への支援施策の充実。 ・ひとり親家庭の父母の経済的自立と生活意欲の助長・増進のため、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻に就学する経費を支援するひとり親家庭等自立支援事業の実施。

施策７　仕事と家庭の両立支援の促進

方向１	多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを推進
主な取組	・子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供。

方向２	仕事と子育ての両立の推進
主な取組	・仕事と子育てを両立しやすい職場環境整備のため、育児休暇の取得促進や短時間勤務制度導入など多様な働き方に関する情報提供の充実。 ・夫婦がお互い協力して子育てをしていく気運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供の充実。

施策８　子育て家庭における経済的な負担軽減の推進

方向１	子育て家庭への経済的支援及び制度の周知の強化
主な取組	・保育料の軽減、無償化の実施。 ・乳幼児及び児童の健康の保持と福祉の増進及び負担軽減を図るため、小学校就学前（住民税非課税世帯は中学校卒業前）のこどもに対する医療費の自己負担額の全額助成、小中学生に対する医療費を自己負担分１割とする助成を継続。 ・子育てガイドブックやホームページなどにより各種手当や補助等の案内をし、制度を利用することで家庭の経済的な負担の軽減を支援。

【基本目標４】こどもと親の健康づくり

＜現状と課題＞

・核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊産婦や子育てをしている方の不安や負担が増えている現状から、地域レベルでの妊娠から出産、乳幼児、児童、生徒、若者までの継続した支えといった、切れ目のない支援が必要です。

・支援サービスの充実に加え、利用者側の生活や親子の育ちに鑑み、利用者を中心に考えた、利用しやすい寄り添った支援体制が重要です。

・児童、生徒、若者への正しい保健教育、有害対策教育、栄養指導を行い、将来のライフプランを考えた健康な生活を送るための知識を深めます。

・成育医療等基本方針に基づき、こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供の確保を整備します。

施策１　安心してこどもを産み育てるための環境整備

方向１	妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない母子保健の支援の充実
主な取組	・妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦一般健康診査受診票の交付。 ・妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面談や必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施。 ・産後ケア、産前産後サポートによる妊産婦のメンタルヘルスに係る取組の強化。 ・特定妊婦や生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について保健師による訪問指導の実施。 ・妊婦とその夫を対象に、出産・育児について正しい知識の普及と仲間づくりの場を提供。 ・不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。 ・妊産婦健診に要する費用を助成し経済的負担を軽減。 ・低所得の妊婦の初回産科受診料を助成し経済的負担を軽減。

方向２	男女共に、性や妊娠に関する正しい知識と、栄養管理も含めた健康管理を促すプレコンセプションケアの推進
主な取組	・ホームページ等、各種広報媒体を活用したプレコンセプションケアの普及啓発の実施。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発。

施策２　母親とこどもの健康の確保

方向１	より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、相談、訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実
主な取組	・こどもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を実施。 ・各種健診・相談・訪問を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応を図る。 ・妊娠・授乳時の喫煙や飲酒のリスクの啓発や、家庭内の事故防止対策の重要性を周知。 ・乳幼児から学校・保育園等を通じて関係機関と健康課題を共有し、取組を推進する。

施策３　思春期保健対策の充実

方向１	学校教育において実施されている、児童・生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、今後更に関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発
主な取組	・こどもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育を充実。 ・10 代の自殺等といった思春期における課題の重要性を踏まえ、心の問題に対処するため、相談体制を充実。 ・各学校において特別の教科、道徳や保健体育など教科横断的な学びによる「いのちの安全教育」の実施。 ・未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみの普及啓発を実施。

施策４　小児医療等の充実

方向１	医療機関の協力の下で、予防接種などにより、感染症の発生や蔓延を予防するとともに、医療現場における育児等の相談体制を充実
主な取組	・感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を実施。 ・保育園等、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進。

【基本目標５】こども・若者が豊かに育つ環境づくり

＜現状と課題＞

・こどもと若者が豊かに育つためには、安全で整った教育環境が必要です。こどもと若者に対し、有害なものへの対策知識を指導するとともに、地域ぐるみで大人たちが防犯体制を強化します。
・保育・教育機関を通じた親に対する家庭への教育力の啓発による家庭での教育力向上、地域社会活動への参加による地域での教育力向上を目指します。
・こどもたちがボランティアや地域の子育て世帯との交流など、直接のふれあいを通じた現場教育による、家庭を持つことの意義について学ぶ機会を作ります。
・誰でも快適に学べる学校生活のため、学習内容・設備・備品の整備を行います。
・悩み・いじめなどの問題に適切に対応・防止する体制を整えます。

施策１　学校の教育環境の整備

方向１	安全な学校生活を送ることができるよう、施設・設備の更新、整備を順次進めるとともに、地域と連携した防犯対策の実施
主な取組	・学校の教育環境を向上し、学校施設・設備の整備の継続。 ・地域住民に登下校時の見守り体制への協力を依頼するなど、児童・生徒の安全の確保を図るとともに、各校で不審者侵入時対策を実施し、防犯体制を強化。

施策２　家庭や地域の教育力の向上

方向１	「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を踏まえ、家庭の教育力を向上
主な取組	・家庭の教育力の向上に当たっては、保育園等や小中学校等の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性の啓発。 ・家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実。
方向２	地域の教育力の向上に当たっては、児童・生徒の地域行事への参加やＰＴＡ活動、町内会活動、生涯学習活動等との連携・交流の促進の他、育児サークルの育成や各種スポーツ活動等の活性化を推進
主な取組	・多様な経験を積みながら、健康に育つよう自然体験、文化芸術体験などの多様な体験活動を行う機会を拡充。 ・リーダー研修など様々な交流体験活動や集団活動の実施。 ・関係機関との連携による交流事業の充実。

施策３　有害環境対策の充実

方向１	薬物乱用等、非行問題の現状を把握し、関係機関と情報交換する。また、スマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策やインターネットについて、こどもが正しい知識を習得するための効果的な対応を検討
主な取組	・薬物等の有害性や危険性に関する正しい知識の啓発。 ・有害サイトへのアクセス防止のため、保護者に対し、フィルタリング等の対策や家庭でのインターネット利用のルールづくりの啓発。

施策４　次代の親づくりのための教育の推進

方向１	各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義についての教育・広報・啓発の実施
主な取組	・小中学生が未就学児と交流する機会の推進。 ・ホームページ等各種広報媒体を活用した次代の親づくりの普及啓発を実施。

施策５　学校教育の充実

方向１	ＴＴ（ティームティーチング）や習熟度別少人数指導を進め、学力の向上を図るとともに、学習内容を充実
主な取組	・児童・生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童・生徒の学習状況に応じてＴＴ指導、習熟度別少人数指導の実施。
方向２	ＩＣＴを効果的に活用した学習活動の充実
主な取組	・タブレット端末などのＩＣＴ機器を効果的に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
方向３	いじめや不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実
主な取組	・いじめ問題等対策委員会においていじめ早期発見のための実態調査や未然防止策の研究を実施。 ・不登校児等個々の実態に即して意欲や自立心を培い学校復帰を含めた社会的自立を支援するため、教育支援センター「ふれあい教室」、「ふれあい柳町教室（ほっと）」を設置。
方向４	障がいのある児童・生徒の学習支援を実施する等、特別支援教育の充実。
主な取組	・生活介助員の派遣や学習支援員の配置等学習支援体制の充実。 ・医療的ケアが必要な児童・生徒を支援するため、看護師を派遣。
方向５	保護者の教育費負担の軽減
主な取組	・就学援助事業を継続し、小中学校教育の振興を継続。

施策６　外国語教育の充実

方向１	外国人との交流を通じ外国の文化に慣れ親しむ機会の推進
主な取組	・ＡＬＴ（外国語指導助手）と外部英語講師の派遣などによる外国語授業の充実。

施策７　生きづらさを抱えた若者の支援

方向１	こども・若者の自殺対策の推進
主な取組	・こども・若者に対する自己理解やこころのＳＯＳの出し方、相談窓口を周知。 ・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成する研修会の実施。 ・性的マイノリティの方々が生きづらい環境の改善を図るため、性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解の普及啓発。

施策８　青年期の成長を支援する取組の推進

方向１	高等学校の就学支援や就労の支援
主な取組	・経済的理由により、高等学校への就学が困難な生徒に対し奨学資金を給付。 ・音更高等学校へのタブレット端末無償貸与。 ・ハローワークや専門相談先の紹介など就労の初期相談窓口として支援。 ・地域若者サポートステーションとの連携。
方向２	結婚に伴う新生活への支援
主な取組	・若者の新婚世帯の住宅費用、引っ越し費用等を一部補助し婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進。 ・音更町・おびしんキューピット連携事業の結婚支援。

【基本目標６】こども・若者が健やかに育つ安全安心なまちづくり

＜現状と課題＞

・現在の家庭状況に即した、子育てしやすく、こども・若者の成長を見据えた住宅の補助や情報を発信します。

・安全・安心なまちであることが、こども・若者の健やかな成長にとって大前提となります。正しい交通安全の教育・指導、道路・公園などのこどもを取り巻く環境への安全管理、外出時の過ごしやすい設備配置、大人たちがこども・若者を守る防犯の意識啓発・情報交換などを行うことで、地域全体で安全なまちを作り、安心して子育てができる機運を醸成します。

施策１　子育てに配慮した住宅の確保

方向１	子育て世帯のライフスタイルや家族構成などに応じた住宅の確保や住宅情報の提供を支援
主な取組	・公営住宅を補完する住宅として、民間の賃貸住宅を借り上げ、転貸する制度の継続。 ・公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を子育て世帯にあっせんし、一定期間家賃を補助する事業の継続。

施策２　安心して外出できる環境の整備

方向１	親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境の確保
主な取組	・安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道造成、維持管理を推進。 ・通学路や学校・保育園等周辺の危険箇所に、注意啓発看板や自発光警戒灯・赤色回転灯などを設置する交通安全対策の継続実施。

方向２	妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備への取組
主な取組	・多機能トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進と普及啓発。 ・公園の遊具などの定期点検や補修により、安全管理を図りながら既存の公園の再整備。 ・屋内外のこどもの遊び場の充実。

施策３　交通安全教育の推進

方向１	児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進
主な取組	・小学生や園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室の継続実施。 ・交通安全資材や教材の配布による普及啓発活動の実施。 ・小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取組の継続。 ・旗波街頭啓発やデイ・ライト運動の実施。

施策４　犯罪等の被害防止活動

方向１	こどもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体、子ども 110 番の家などの協力や、警察をはじめ関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止
主な取組	・地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動の実施。 ・防犯灯の新設及び適正な維持管理などによる防犯対策の継続実施。

第５章

量の見込みと提供体制の確保等

第５章　量の見込みと提供体制の確保等

１　第２期計画（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）の進捗状況

（１）幼児期の学校教育・保育の進捗状況（各年度４月１日時点の状況）

		令和２年度（2020）		令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年度（2023）		令和６年度（2024）	
１号認定											
	見込み	343		335		327		319		311	
	実績値	252	（利用率）79.4％	214	（利用率）70.1％	201	（利用率）65.4％	174	（利用率）62.8％	167	（利用率）60.9％
	確保枠	317		305		307		277		274	
２号認定											
	見込み	738		731		724		716		709	
	実績値	702	（利用率）90.6％	723	（利用率）91.6％	695	（利用率）89.9％	699	（利用率）90.1％	642	（利用率）83.2％
	確保枠	774		789		773		775		771	
３号認定											
	見込み	408		403		398		393		387	
	実績値	394	（利用率）95.1％	374	（利用率）90.3％	365	（利用率）87.7％	358	（利用率）82.4％	387	（利用率）87.3％
	確保枠	414		414		416		434		443	

（２）地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（各年度３月３１日時点の状況）

事業名			令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
①利用者支援事業							
	実施箇所数	見込み	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１
		実　績	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	こども家庭センター型１ 基本型４
②地域子育て支援拠点事業							
	利用人数（人/月）	見込み	1,946	1,850	1,799	1,738	1,693
		実　績	1,008	883	1,097	1,370	1,354
③妊婦健康診査事業							
	利用回数（人回/年）	見込み	3,962	3,836	3,752	3,626	3,542
		実　績	3,212	3,098	2,538	2,646	2,627
④乳児家庭全戸訪問事業							
	訪問数（人/年）	見込み	283	274	268	259	253
		実　績	256	264	224	216	212

事業名				令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
⑤養育支援訪問事業								
	訪問数（人回/年）		見込み	174	174	174	174	174
			実　績	158	146	145	121	119
⑥子育て短期支援事業								
	利用人数（人日/年）		見込み	86	86	86	86	86
			実　績	58	23	100	45	81
⑦ファミリー・サポート・センター事業								
	利用人数（人日/年）		見込み	56	54	51	49	49
			実　績	3	3	53	111	95
⑧一時預かり事業								
	利用人数（人日/年）	幼稚園	見込み	6,388	6,213	6,073	5,915	5,635
			実　績	2,799	2,828	2,561	2,273	2,793
		保育園	見込み	2,771	2,587	2,404	2,402	2,401
			実　績	1,631	1,426	1,343	1,832	1,476
⑨時間外（延長）保育事業								
	利用人数（人/月）		見込み	634	627	621	614	607
			実　績	276	273	288	432	408
⑩病児保育事業								
	利用人数（人日/年）	病児保育	見込み	1,377	1,359	1,340	1,321	1,301
			実　績	293	255	357	968	972
		病後児保育	見込み	223	220	217	214	211
			実　績	195	94	125	71	80
		体調不良児対応型	見込み	107	107	107	107	107
			実　績	96	109	105	173	95
⑪放課後児童健全育成事業								
学童保育								
	利用人数（人/年）	見込み	低学年	531	507	456	427	417
			高学年	123	110	113	114	109
		実　績	１年生	216	180	202	189	201
			２年生	166	185	156	166	154
			３年生	105	121	138	110	122
			４年生	44	58	59	84	69
			５年生	17	21	28	23	35
			６年生	6	7	11	10	15
放課後子ども教室								
	登録人数（人/年）	見込み	低学年	202	267	265	268	324
			高学年	86	105	101	126	168
		実　績		1,004	1,557	3,245	3,270	3,394
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業								
	利用人数（人/年）		見込み	3	3	3	3	3
			実　績	0	0	0	0	0

2　教育・保育提供区域

（1）音更町における教育・保育提供区域

【提供区域】基本となる提供区域は「全域を１区域」とします。

認定区分	提供区域	考え方
１号認定（３～５歳）	全域	教育・保育の区域設定については、町全域を１区域とする。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	提供区域	考え方
1　利用者支援事業 2　地域子育て支援拠点事業 3　妊婦健康診査事業 4　産後ケア事業 5　乳児家庭全戸訪問事業 6　養育支援訪問事業 7　妊婦等包括相談支援事業 8　子育て世帯訪問支援事業 9　子育て短期支援事業 10　ファミリー・サポート・センター事業 11　一時預かり事業 12　乳児等通園支援事業 13　時間外（延長）保育事業 14　病児保育事業	全域	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を１区域とする。
15　放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区を基本	現状どおり、各小学校区を基本として実施。
16　実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域	事業の特性を考慮し、町全域を１区域とする。

3　幼児教育・保育事業

計画期間における「幼児期の学校教育･保育の量の見込み（必要利用定員総数)」を定め、必要な教育･保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育･保育の利用状況（幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【保育の必要性の認定区分について】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）

①　1号認定（3歳以上、幼稚園･認定こども園を利用希望）＋2号認定（3歳以上、学校教育を利用希望）

（人）

区分		令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		142	132	125	113	108
	1号認定	107	99	93	84	80
	2号認定学校教育利用希望	35	33	32	29	28
②確保の方策		195	215	215	239	239
	特定教育･保育施設	195	215	215	239	239
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		53	83	90	126	131

（注）確認を受けない幼稚園は、施設型給付費を受けていない幼稚園

② ２号認定（３歳以上、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		697	680	677	642	639
②確保の方策		702	682	682	677	677
	特定教育･保育施設	690	670	670	665	665
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
③過不足（②－①）		5	2	5	35	38

③ ３号認定（０歳、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		53	53	53	54	54
②確保の方策		78	78	78	79	79
	特定教育･保育施設	66	66	66	67	67
	地域型保育事業	10	10	10	10	10
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		25	25	25	25	25

④ ３号認定（１・２歳、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		337	336	334	329	326
②確保の方策		365	365	365	375	375
	特定教育･保育施設	307	307	307	317	317
	地域型保育事業	50	50	50	50	50
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
③過不足（②－①）		28	29	31	46	49

４　地域子ども・子育て支援事業

国から示される基本指針等に沿い、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

① 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【こども家庭センター型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

【基本型】（教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
確保の方策（か所）	4	4	4	4	4

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て当事者同士の交流や子育て世帯に対する相談や情報提供、その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【一般型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人回/月）	1,551	1,533	1,524	1,499	1,481
確保の方策（か所）	4	4	4	4	4

③妊婦健康診査事業

母体及び胎児の健康の確保と妊娠及び出産に係る経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人回/年）		3,066	2,982	2,954	2,912	2,870
確保の方策						
	実施体制	道内指定医療機関に委託				
	検査項目	・妊婦一般健康診査　・超音波検査				
	実施時期	・初期～妊娠 23 週：４週間に１回 ・妊娠 24～35 週：２週間に１回 ・妊娠 36 週～分娩：１週間に１回				

④産後ケア事業

出産後１年を経過しない母子に対して、心身のケアやサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		240	240	240	240	240
確保の方策						
	実施体制（人）	312	312	312	312	312

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		219	213	211	208	205
確保の方策						
	実施体制（人）	6	6	6	6	6

⑥養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		110	110	110	110	110
確保の方策						
	実施体制（人）	10	10	10	10	10

⑦妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（回）		657	639	633	624	615
確保の方策						
	実施体制（回）	690	690	690	690	690

⑧子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		80	80	80	80	80
確保の方策						
	実施体制（人）	160	160	160	160	160

⑨子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	100	100	100	100	100
確保の方策（人/年）	168	168	168	168	168
施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑩ファミリー・サポート・センター事業（就学時のみ）

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人日/年）	200	200	200	200	200
確保の方策（人日/年）	270	270	270	270	270

⑪一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		2,273	2,175	2,127	1,980	1,958
確保の方策						
	延べ人数（人日/年）	15,696	15,696	15,696	15,696	15,696
	施設数（か所）	16				

【保育園における未就園児を対象とした一時預かり事業】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		2,725	2,643	2,603	2,485	2,455
確保の方策						
	延べ人数（人日/年）	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
	施設数（か所）	6				

※認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業における実施を含む。

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所及び幼稚園等を利用していない満３歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/月）		0	88	132	176	220
確保の方策						
	実施体制（人/月）	0	88	440	440	440

⑬時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（実人数/年）	604	592	580	568	568
確保の方策（実人数/年）	641	641	641	641	641
施設数（か所）	9	9	9	9	9

⑭病児・病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の急性期又は回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【病児保育】（病気の急性期）

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/年）	1,522	1,478	1,456	1,390	1,373
確保の方策（人/年）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
施設数（か所）	1	1	1	1	1

【病後児保育】（病気の回復期）

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/年）	200	200	200	200	200
確保の方策（人/年）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
施設数（か所）	1	1	1	1	1

【体調不良時対応型】（保育中に体調不良）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	217	217	217	217	217
確保の方策（人/年）	600	600	600	600	600
施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑮放課後児童健全育成事業（学童保育・放課後子ども教室）

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める事業です。

【学童保育】

区分			令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）	低学年	1 年生	195	187	163	183	156
		2 年生	195	187	178	154	174
		3 年生	156	156	150	144	125
	高学年	4 年生	102	97	101	96	92
		5 年生	57	55	59	58	57
		6 年生	19	16	15	16	16
合計			724	698	666	651	620
確保の方策							
	登録児童数（人）		749	749	778	778	778
	施設数（か所）		8				

【放課後子ども教室】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
【低学年】量の見込み（人）		326	329	332	335	338
【高学年】量の見込み（人）		170	172	174	176	178
確保の方策						
	登録児童数（人）	535	535	535	535	535
	施設数（か所）	11	11	11	11	11
	学校と一体的に実施するか所数	11	11	11	11	11

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	3	3	3	3	3
確保の方策（人/年）	3	3	3	3	3

※上記事業の他に、新たな課題やニーズが認められた場合については、必要に応じてこども計画の見直しを行い、柔軟に対応していきます。

5　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等の保育がきちんと担保されることや、それぞれの施設と家庭が相互補完的にこどもの育ちを支え、幼稚園・保育園等が認定こども園への移行や新設される際の受け入れ体制の整備を推進します。

1　認定こども園について

（1）認定こども園の特徴

○　就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する。
○　保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
○　保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
○　０～５歳までの異年齢のこどもたちが一緒に育つ。
○　園に通っていないこどもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

（2）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

○　幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
○　こどもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下で、この時期のこどもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
○　幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
○　環境を通して行う教育・保育を基本とし、そのねらいや内容等は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成する。

2　質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

（1）基本的な考え方

○　こどもの育ちや子育てをめぐる環境
・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化
・共働き家庭の増加
・少子化　など

⇒

こどもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要

○　こどもの育ち

・乳幼児期の発達は、連続性を有し、一人ひとりの個人差が大きいもの

・学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成（アタッチメント）を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

⇨「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく補償される権利を有する。」
（児童福祉法第１条）

（２）推進方策

それぞれの施設や家庭が相互補完的に連携し、「こどもの育ち」を中心に子育て支援を充実させます。

○　子育て支援センター事業の充実

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実。

○　妊娠・出産期からの切れ目のない支援

こども家庭センターにおける総合相談支援の他、健診・相談・訪問等を通じ、支援体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していく。

○　親育ちの支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添った相談や適切な情報提供の実施、発達段階に応じたこどもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援。

○　こどもの育ちを支える環境整備

安全・安心な活動場所等こどもの健全な発達のための良質な環境を整えることや地域の人材活用を図る。

○　教育・保育及び子育て支援の質の確保

幼稚園教諭、保育士等こどもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図る。

3　教育・保育施設と地域の関係機関との連携について

（1）基本的な考え方

○　こども・子育て支援を行う者の相互の連携

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、こども・子育て支援を行う者の密接な連携を図る。

○　認定こども園、幼稚園及び保育園の役割（教育・保育施設の役割）

・地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者に対して保育の提供等に関する支援を行う。

・地域型保育事業を行う者は、満３歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用することができるよう、相互の連携を図る。

（2）推進方策

○　行政と教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者の密接な連携を図るため、利用者支援事業における関係者会議等を活用する。

○　地域型保育事業を行う者は、連携施設との連絡会議や職員の合同研修を実施する。

4　認定こども園及び保育園、幼稚園、小学校との連携について

（1）基本的な考え方

○　こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。

○　小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業が利用できるように相互の連携を図る。

（2）推進方策

○　幼保小の架け橋プログラムの促進を図るため、架け橋期のカリキュラム作成に向けた取組を推進する。

○　地域における連絡会議等を活用し、小学校就学後の放課後児童健全育成事業の円滑な利用につなげる。

5　地域における特色ある取組

（1）健康及び安全

音更の魅力としての食育の推進や、食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、関係機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、こどもが発達の状況に応じ、安全のための行動を身に付けることができるように努める。

（２）特別支援教育や障がい児及び医療的ケア児の保育

障がいのあるこどもや日常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるこどもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて、こどもやその保護者に十分な情報提供を行う。

また、全てのこどもが日常の生活を通じて活動を共にすることができるよう配慮し、発達・発育状況を問わず、この時期のこどもに必要な生活体験を提供できるよう努める。

さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がいの受容につなげ、その後の円滑な支援を図る。

（３）家庭や地域社会との連携

様々なこどもとその保護者の生活が充実するよう、ＰＴＡ活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめとする幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用して地域全体でこどもの健やかな育ちを支える。

第６章

計画の推進に当たって

第６章　計画の推進に当たって

１　計画推進に向けた関係機関の役割

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、ＮＰＯ法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、町に関わる全ての人に対し、「音更町こども計画」に係る事業や施策の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

２　包含する計画について

（１）子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画

子ども・子育て支援法に基づき、全てのこどもと子育て家庭を対象とし、今後進めていく施策の方向性や目的などを定めたものです。

また、次世代育成支援対策推進法（令和６（2024）年改正により令和 17（2035）年３月 31 日まで延長）に基づき、これまで進めてきた「音更町次世代育成支援対策行動計画」における取組についても、こどもと子育て家庭に関わる施策を体系し、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画等と整合性を持ったものとして「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、推進してきました。

（２）こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

こどもの貧困対策に関する大綱に基づき、こどもたちやその保護者に対し、実態に応じた必要な支援を行うことで、こどもの貧困解消に向けた対策のためのものとして「子どもの貧困対策推進計画」を策定して、推進してきました。

（３）子ども・若者計画

子供・若者育成支援推進大綱に基づき、こども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

こども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、様々な体験を積み、自立の機会と活躍の場を得ることが必要であり、そのために地域が一丸となってこども・若者の育成に関わるための施策を推進してきました。

第７章

計画の推進及び点検評価

第７章　計画の体制及び点検評価

１　計画の体制

（１）町の体制

町では、こども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健福祉部長を委員長に、関係課長を委員とする「音更町子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置しており、全庁をあげてこども・子育て支援に取り組みます。

また、音更町附属機関設置条例に基づき、こども・子育て支援を推進するための町長の諮問機関として「音更町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、こども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証などを行います。

（２）こどもの意見を施策へ反映するための体制

こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく「市町村こども計画」となる本計画の推進に当たっても、こどもの意見聴取と施策反映を進めていくことが必要です。

町においてもこどもが関わる施策に対するこどもの意見反映の取組を引き続き進めていくことが重要です。取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせた意見聴取と施策への反映を進めていきます。

（３）こども・若者の社会参画の促進

計画の推進に当たって、「子ども・子育て会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、音更町運営へのこども・若者の参加促進を図ります。

２　計画の点検評価

点検評価に当たっては、音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者やこどもたちの意見を踏まえ、毎年度の取組の概要、事業指標の達成状況などについて、町民に分かりやすい内容となるように努めます。
また、計画策定・実行・評価・改善（ＰＤＣＡ）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

【ＰＤＣＡサイクル】
　進行管理を計画（Plan)、実行（Do)、点検・評価（Check)、改善（Action）の順に進めていくシステムのことです。

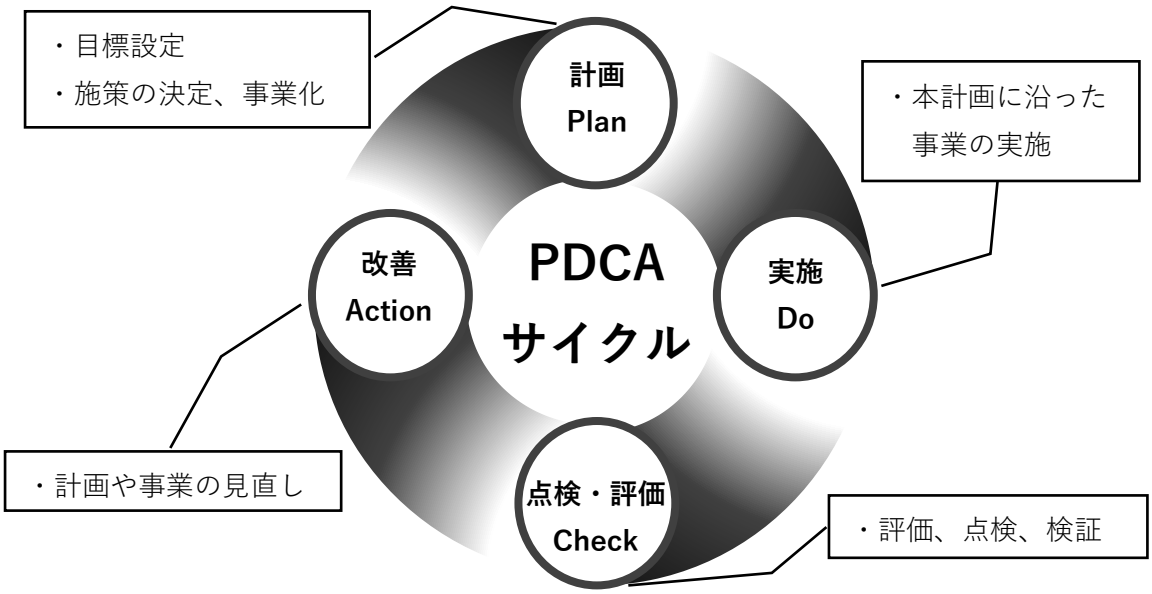

音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者やこどもたちなどの意見を踏まえ、下記のとおり計画の進捗状況を確認し、見直しを行うこととします。

【音更町子ども・子育て支援事業計画見直しのフロー】

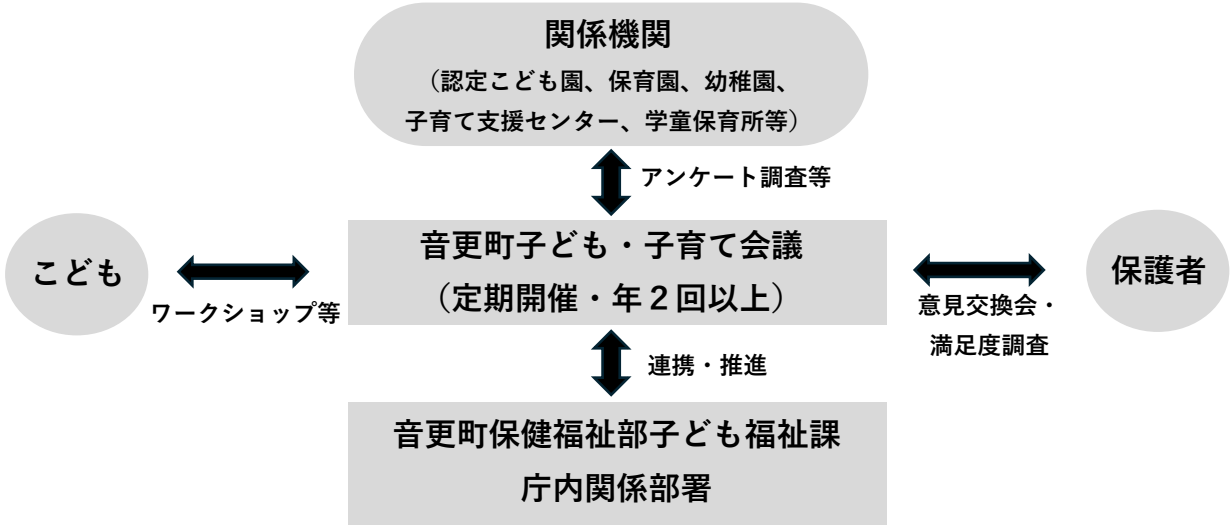

音更町こども計画

発行年月：令和７年３月

発行・編集：音更町保健福祉部子ども福祉課

〒080-0198　河東郡音更町元町２番地

電 話 番 号：0155-42-2111

ファックス：0155-42-5160

https://www.town.otofuke.hokkaido.jp